令和3年版

静岡県労働委員会年報

静岡県労働委員会事務局

第	1章	総	説	
	1	主な活	動状況等	1
	2	労働委	員会の構成	2
	3	総会及	び公益委員会議の開催状況	5
第	2章	不当党	労働行為の審査等	
	1	概 況		11
	2	不当労	働行為取扱事件一覧表	12
	3	終結事	件の審査概要	13
	4	労働組	合の資格審査	15
第	3章	労働勻	争議の調整	
	1	概 況		16
	2	労働争	議調整事件一覧表	17
	3	終結事	件の調整概要	18
	4	労働争	議実情調査	23
第	4章	個別的	内労使紛争のあっせん	
	1	概 況		24
	2	個別的	労使紛争あっせん事件一覧表	25
第	5章	連絡会	会議・研修会等	
	1 :	全国・フ	ブロック委員連絡会議等開催状況	28
	2	委員研修	多実施状況······	31
	3	事務局長	長・主管課長・担当者会議開催状況	32

第6章 資 料

	1	不当労働行為事件処理状況一覧表	34
	2	不当労働行為事件産業別申立件数一覧表	35
	3	労働組合資格審査取扱件数一覧表	36
	4	実効確保申立ての状況一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	5	県労委命令交付後の経過一覧表	39
	6	調整事件処理状況一覧表	47
	7	調整事件要求事項別申請件数一覧表	48
	8	調整事件産業別申請件数一覧表	49
	9	調整事件年次別終結所要日数一覧表	50
	10	労働争議実情調査件数一覧表	51
	11	個別的労使紛争のあっせん事件処理状況一覧表	52
	12	個別的労使紛争のあっせん事件紛争内容別申請件数一覧表	53
	13	個別的労使紛争のあっせん事件産業別申請件数一覧表	54
	14	個別的労使紛争のあっせん事件年次別終結処理日数一覧表	55
	15	静岡県労働委員会の沿革と権限	56
第	7 章	こ 命令書の概要	
		静労委令和元年(不)第2号事件	
		静労委令和2年(不)第1号事件	65
		<収録内容について>	

<収録内容について>

この年報に収録した当委員会の活動状況等は、令和3年1月から同年12月までのものである。

総説

第 1 章

1 主な活動状況等

(1) 主な活動状況(令和3年1月~令和3年12月)

① 不当労働行為の審査事件等の取扱件数及び終結状況

ア 不当労働行為の審査

単位:件・日

取	扱件数	•	終 結 状 況							
前年繰越	新規申立	計	命令	決定	棄却	和解	取下	計	平均 処理 日数	翌年繰越
2	0	2	1	0	1	0	0	2	530	0

(注)処理日数とは、申立から終結までの日数。

イ 労働争議の調整

単位:件・日

			取	扱 件	数		終結状況					
	区	分	前年 繰越	新規 申請	計	解決	打切	取下	移管	1	平均 所要 日数	翌年繰越
Į	あっ	せん	0	5	5	2	2	1	0	5	52	0

(注)所要日数とは、調整員の指名から終結までの日数。

ウ 個別的労使紛争のあっせん

単位:件·日

取	扱 件	数	終 結 状 況						
前年 繰越	新規申請	計	解決	打切	取下	不開始	計	平均 処理 日数	翌年繰越
6	15	21	7	8	2	0	17	64	4

(注)処理日数とは、申請から終結までの日数。

② 労働組合の資格審査

単位:件

取	扱 件	数		処 理 状 況					
前年 繰越	新規 申請	計	適合	取下 打切	不適合	計	翌年繰越		
2	0	2	2	0	0	2	0		

③ 労働争議実情調査

争議行為予告通知が義務付けられている公益事業 72 件(前年繰越 23 件・新規 49 件) について、実情調査を実施した。

(2) 不当労働行為事件に係る審査期間の目標及び実績

当委員会における令和3年の審査期間の目標は、18か月である。なお、令和3年中に終結 した不当労働行為事件は、2件であった。

2 労働委員会の構成

(1) 委員

静岡県労働委員会は、労働組合法第 19 条の 12 の規定に基づき、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員、公益を代表する公益委員の各 5 人、計 15 人で構成されている。

労働者委員については県内の労働組合の推薦により、使用者委員については県内の使用者団体の推薦により、公益委員については使用者委員及び労働者委員の同意を得て、県知事が任命する。委員の任期は2年である。

委員会には、会務を総理するため、会長及び会長代理(会長に故障がある場合に代理する委員)がおかれ、それぞれ公益委員の中から選出される。第44期の会長は安間龍彦委員、会長代理は森本耕太郎委員である。

第44期委員(令和2年6月1日~令和4年5月31日)

◎会長 ○会長代理 (会和3年12月末現在)

				回会长 口会长代理	E (令和3°	中 14 月 /	下売1上)
区分	氏	名	現 職	等	委	員	歴
	○安 間 (あんま 7)	能 彦 たつひこ)	弁護士		平 28. 6.	1(第 4	2期)~
公	○森 本 (もりもと :	耕太郎 こうたろう)	弁護士		平 28. 6.	1(第4	2期)~
益委	中 村 (なかむら	和 夫 かずお)	国立大学法人静岡大学学 サステナビリティセンタ		平 22. 6.	1(第3	9期)~
員	笹 原 (ささはら	恵 めぐみ)	国立大学法人静岡大学情 学術院情報学領域教授	報学部長	平 26. 6.	1(第 4	1期)~
	宮 田 (みやた い	逸 ハつえ)	弁護士		平 30. 6.	1(第4	3期)~
労	桐 下 (きりした	裕 之 やすゆき)	J AM静岡書記長		平 26. 6.	1(第4	1期)~
働	中 西 清 文 (なかにし きよふみ)		連合静岡会長		平 30. 6.	1(第4	3期)~
者	原 (はら)	健 二 けんじ)	UAゼンセン静岡県支部	的支部長	平 30. 6.	1(第4	3期)~
委	金 子 (かねこ	孝 枝 たかえ)	スズキ関連労働組合連合	会事務局長	令 2. 6.	1(第 4	4期)~
員	武 田 (たけだ)	多佳子 たかこ)	メガネトップ労働組合中	央執行委員長	令 2. 6.	1(第 4	4期)~
使	秋 山 (あきやま	辰 巳 たつみ)	一般社団法人静岡県経営	者協会専務理事	平 24.11.	1(第4	0期)~
用	山 崎 (やまざき	かおり かおり)	株式会社山崎製作所代表	取締役	平 24. 6.	1(第4	0期)~
者	松 岡 (まつおか	慶 子 けいこ)	株式会社松岡カッター製	作所専務取締役	平 24. 6.	1(第 4	0期)~
委	堀 田 (ほった	尚 志 ひさし)	元静岡銀行監査役		平 28. 6.	1(第 4	2期)~
員	高 井 (たかい	正 人 まさと)	ヤマハ株式会社顧問		令 2. 6.	1(第 4	4期)~

(2) あっせん員候補者

静岡県労働委員会は、労働関係調整法第 10 条及び第 11 条に基づき、労働争議のあっせんに備えて、あっせん員候補者を委嘱しており、現委員、元委員、事務局長等に委嘱している。

あっせん員候補者名簿

(令和3年12月末現在)

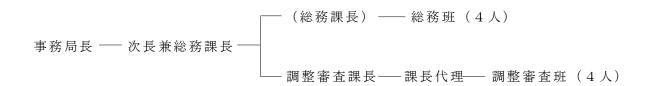
氏	名	閲
安 間	龍 彦	弁護士、労働委員会委員
森本	耕太郎	弁護士、労働委員会委員
中村	和夫	静岡大学学長特別補佐、静岡大学サステナビリティセンター特任教授、 労働委員会委員
笹原	恵	静岡大学情報学部長、静岡大学学術院情報学領域教授、 労働委員会委員
宮 田	逸 江	弁護士、労働委員会委員
桐下	裕之	JAM静岡書記長、労働委員会委員
中 西	清 文	連合静岡会長、労働委員会委員
原	健 二	UAゼンセン静岡県支部前支部長、労働委員会委員
金子	孝枝	スズキ関連労働組合連合会事務局長、労働委員会委員
武田	多佳子	メガネトップ労働組合中央執行委員長、労働委員会委員
秋 山	辰 巳	一般社団法人静岡県経営者協会専務理事、労働委員会委員
山崎	かおり	株式会社山崎製作所代表取締役、労働委員会委員
松岡	慶 子	株式会社松岡カッター製作所専務取締役、労働委員会委員
堀 田	尚志	元静岡銀行監査役、労働委員会委員
髙 井	正人	ヤマハ株式会社顧問、労働委員会委員
片 山	志津子	元労働委員会委員
鈴木	るり子	元労働委員会委員
佐々木	勉	元労働委員会委員
塚本	秀綱	労働委員会事務局長
服部	敬	労働委員会事務局調整審査課長

(3) 事務局

委員会の事務を処理するため事務局が置かれ、事務局長以下の職員が配置され、所掌の事務を行っている。

平成11年度までは総務課の一課体制であったが、フラットな組織形態の導入と総務事務の集中化を図るための組織改正により、平成12年度から総務課が廃止され、総務室と調整審査室の二室体制となった。また、平成22年度の組織改編により、「室」の呼称を「課」に改め、「係・スタッフ」を「班」に改めた。なお、総務課の職員は、人事委員会事務局、監査委員事務局の各総務課の職員との併任となっている。

(令和3年度における事務局の組織)



(4) 兼務職員

県内各地域の労働情勢の迅速な把握や労働問題に関する身近な相談・指導の実施により、 紛争の未然防止と労使関係の安定を図るため、各県民生活センターの職員が、委員会の事務 を兼務している。

(令和3年度における兼務職員の配置)

東部県民生活センター (沼津市) …1人

中部県民生活センター (静岡市) …1人

西部県民生活センター(浜松市)…1人

3 総会及び公益委員会議の開催状況

労働委員会は、合議体としての性質上、総会・公益委員会議等の会議を中心にして業務を行っている。 総会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の各5人、計15人の全員による会議で、毎月2回定例総会 を開催することとしている。令和3年は22回開催した。

公益委員会議は、不当労働行為救済申立ての審査、労働組合の資格審査等を行うため、通常、総会の開催日に開催することとしている。令和3年は21回開催した。

(1) 総会

題
, _
の議事録
議の議事の概要
せん事件(2(個)9号)[打切り]
せん事件(2(個)11号)[開始]
酬とあっせん員報酬の取扱いにつ
会連絡協議会総会における議題
云 生 桁 励成 云 心 云 (こわり) る 成 返
諸会議等の日程
おける安否確認
感染症の感染拡大に対応した静岡
の執行について
ェブ会議実施要領の作成
の議事録
議の議事の概要
せん事件(2(個)6号)[取下げ]
せん事件(2(個)10号)[打切り]
改正(ウェブ会議等)に係る施行通
いて
労働委員会三者連絡協議会の当県
業務に関連する手続における書面
未傍に関連する于旅における音画 について
各側と個別に面談した場合の委員
の一部改正について
諸会議等の日程
感染症の感染拡大に対応した静岡
の執行について
ェブ会議実施要領の作成
調停・仲裁・個別的労使紛争あっ
改正について
の議事録 議の議事の概要
戦の職事の概安 せん事件(2(個)5号)[打切り]
労働委員会三者連絡協議会第2回
· 刀團安貝云二年 连相 励哦云第 2 回 内容
ガ労働委員会三者連絡協議会の当県
7. 周 S A A A A A A A A A A A A A A A A A A
調停・仲裁・個別的労使紛争あっ
改正について
の議事録
議の議事の概要
7 兴剧 禾里 人 二 赵 声 奶 切 举 人 姓
7 労働委員会三者連絡協議会第2回
内容 プ労働委員会三者連絡協議会の当県
7 月 関 女 貝 云 一 日 走 桁 励 哦 云 ップ ヨ 斤
労働委員会労働者委員連絡協議会
ルランダムス Pa l 文 S C Th Widd A

口	開催日	出席委員(○印·· 公 労	·議長)	議題
1657	R3. 3.11	安間 桐下 一 原 金 武 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	秋 山松堀髙	(1) 不当労働行為事件審査事務処理要領の改正について (2) 組合資格審査・非組合員の範囲の認定告示事務処理要領の改正について (3) 事件の解決のため委員のみで活動を行う場合の手続について (4) 労働争議あっせん等の会場内での写真撮影について (5) 第1656回総会(定例)の議事録 (6) 第1616回公益委員会議の議事の概要 (7) 個別的労使紛争あっせん事件(2(個)7号)[解決] (8) 個別的労使紛争あっせん事件(2(個)11号)[打切り] (9) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)1号)[開始] (10) 争議行為の予告 (11) 令和3年2月議会常任委員会(産業委員会)の報告
1658	R3. 3.25	○ 安間 桐 森本 中村 原 中一 金 宮田 玄田	秋山松堀髙 田井	 (1) 第1657回総会(定例)の議事録 (2) 第1617回公益委員会議の議事の概要 (3) 不当労働行為事件(元(不)2号)[命令] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(2(個)8号)[解決] (5) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)1号)[打切り] (6) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)2号)[開始] (7) 争議行為の予告 (8) 労働争議の終結状況
1659	R3. 4.13	安間をおかります。おおります。 おおり おいり おいり おいり おいり おいり おいり おいり おいり おいり	秋山 出	 (1) あっせん員候補者の委嘱 (2) 第1658回総会(定例)の議事録 (3) 第1618回公益委員会議の議事の概要 (4) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)3号)[開始] (5) 争議行為の予告 (6) 労働争議の終結状況 (7) 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題等検討 (8) 令和2年度主要業務の執行状況 (9) 令和3年度事務局体制
1660	R3. 4.27	安間 桐中西原子田 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	秋一 松堀 髙井	 (1) 第1659回総会(定例)の議事録 (2) 第1619回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あっせん事件(3(調)1号)[開始] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)4号)[開始] (5) 労働争議の終結状況 (6) 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題等検討 (7) 労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について (8) 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の開催概要について
1661	R3. 5. 12	安間 桐下西 中原 金田 宮田 玄田	秋山 山崎岡田	 (1) 第1660回総会(定例)の議事録 (2) 第1620回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)2号)[解決] (4) 労働争議の終結状況 (5) 「在り方検討小委員会後の検討について」に対する意見照会への回答 (6) 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の開催について
1662	R3. 6. 9	安間相中原本村原田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	秋山崎岡田井	 (1) 第1661回総会(定例)の議事録 (2) 争議あっせん事件(3(調)2号)[開始] (3) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)5号)[開始] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)6号)[開始] (5) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)7号)[開始] (6) 争議行為の予告 (7) 労働争議の終結状況 (8) 令和3年度関東地区労使関係セミナー(第1回)に対する協賛名義の使用許可

口	開催日	出席委員			議題
	7月1日日	公	労	使	(9) 第147回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の第1
					回運営委員会(書面開催)の報告
					(10) 第147回関東ブロック労働委員会三者連絡会議の議題に
					ついて (11) 委員研修会の開催について
1663	R3. 6.23	○ 安間	桐下	秋山	(1) 第1662回総会(定例)の議事録
		森本 中村	中西	松岡	(2) 第1621回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あっせん事件(3(調)3号)[開始]
		_	金子	堀田	(4) 争議あっせん事件(3(調)4号)[開始]
		宮田	武田	髙井	(5) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)7号)[打切り]
					(6) 労働争議の終結状況 (7) 第147回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題
					について
					(8) 中労委作成資料「労働委員会をめぐる課題と今後の検 討の進め方について(案)」に関する情報提供
1664	R3. 7.13	○ 安間	桐下	秋山	(1) 第1663回総会(定例)の議事録
		森本	中西	山崎	(2) 第1622回公益委員会議の議事の概要
		中村 笹原	原 金子	松岡 堀田	(3) 争議あっせん事件(3(調)1号)[取下げ] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)6号)[自主解決]
1005	DO 5 00	宮田	武田	髙井	(5) 労働争議の終結状況
1665	R3. 7.28	安間森本	桐下中西	秋山 山崎	(1) 第1664回総会(定例)の議事録 (2) 第1623回公益委員会議の議事の概要
		中村	原	松岡	(3) 争議あっせん事件(3(調)2号)[解決]
		笹原 宮田	金子 武田	堀田 髙井	(4) 争議あっせん事件(3(調)4号)[打切り] (5) 第147回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の開催
		ВЩ	ЩЩ	IPIJT	(6) 別野四関末/ログノガ関安貝云―石座和励職会の開催 について
					(6) 第147回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題 回答案の検討
1666	R3. 8.25	〇 安間	桐下	秋山	(1) 第1665回総会(定例)の議事録
	ウェブ開催	森本 中村	中西 原	山崎 松岡	(2) 第1624回公益委員会議の議事の概要
		サ州 笹原	金子	堀田	(3) 争議あっせん事件(3(調)3号)[打切り] (4) 争議あっせん事件(3(調)5号)[開始]
		宮田	武田	髙井	(5) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)5号)[解決]
					(6) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)7号)[打掛け] (7) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)8号)[開始]
					(8) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)9号)[開始]
					(9) 争議行為の予告 (10) 静岡県労働委員会の審査体制に関する意見について
					(11) 「労働委員会在り方ビジョン小委員会設置要綱
					(案)」に関する意見照会への回答
					(12) 第147回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題 回答案の検討
					(13) 第148回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会運営委
1667	R3. 9. 8	〇 安間	桐下	秋山	<u>員会委員の選出について</u> (1) 第1666回総会(定例)の議事録
1001	ウェブ開催	森本	中西	山崎	(2) 第1625回公益委員会議の議事の概要
		中村	原	松岡	(3) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)7号)[解決]
		笹原 宮田	金子 武田	堀田 髙井	(4) 第76回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について (5) 令和3年度公労使委員合同研修の結果報告
			× 111	11.371	(6) 令和3年度「個別労働関係紛争処理制度周知月間」にお
					ける取組予定 (7) 令和3年度監査・決算審査における質疑応答
1668	R3. 9.22	〇 安間	桐下	秋山	(1) 不当労働行為事件審査事務処理要領の改正について
	ウェブ開催	森本 中村	中西 原	山崎 松岡	(2) 第1667回総会(定例)の議事録 (3) 第1626回公益委員会議の議事の概要
		— 二 二 二 二	原 金子	堀田	(3) 第1020回公益委員会議の議事の概要 (4) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)3号)[解決]
		宮田	_	髙井	(5) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)9号)[打切り]
					(6) 争議行為の予告 (7) 第147回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果
					報告 報告

口	開催日	出席委員			議題
1669	R3. 10. 13	<u>公</u> ○ 安間	<u>労</u> 桐下		(1) 第1668回総会(定例)の議事録
1009	KJ. 10. 13	女森中 笹宮田	中西原金子	松山松 堀高田 田井	(1) 第1008回総会(足例)の議事録 (2) 第1627回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あっせん事件(3(調)5号)[解決] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)8号)[取下げ] (5) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)10号)[開始]
					(6) 争議行為の予告 (7) 令和3年度個別労働紛争解決研修の結果報告 (8) 令和3年度委員研修会の実施方法について (9) 令和3年9月議会常任委員会(産業委員会)における報
					告 (10) 監査結果に関する報告 (11) 労働委員会勉強会「過半数代表制とその課題」
1670	R3. 10. 27	○ 安森中笹宮 田 田	桐中原金武下西原子田	— 山崎 松田 堀田 髙井	 (1) 第1669回総会(定例)の議事録 (2) 第1628回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)11号)[開始] (4) 争議行為の予告 (5) 関東ブロック労委労協第17回委員研修会 (6) 第148回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会第1回
1671	R3. 11. 10	○ 安間	桐下	秋山	運営委員会の会議概要 (1) 第1670回総会(定例)の議事録
		森本 中村 笹原	中西 原 金子	山崎 松岡 堀田	(2) 第1629回公益委員会議の議事の概要(3) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)12号)[開始](4) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)13号)[開始]
		宮田	武田	髙井	(5) 争議行為の予告 (6) 労働争議の終結状況
1672	R3. 11. 24	安間 森本 中村	桐下中西原	秋山 山崎 松岡	(1) 第1671回総会(定例)の議事録(2) 第1630回公益委員会議の議事の概要(3) 争議行為の予告
		_	金子 武田	堀田高井	(4) 労働争議の終結状況
		宮田	此田	向升	(5) 第76回全国労働委員会連絡協議会総会等の結果報告 (6) 令和3年度個別労働紛争解決研修の結果報告 (7) 令和3年度「個別労働紛争処理制度周知月間」におけ
					る取組結果 (8) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の委員指名 について
			. 1		(9) 令和3年度決算特別委員会について
1673	R3. 12. 8	○ 安間 森本	桐下	秋山 山崎	(1) 第1672回総会(定例)の議事録 (2) 第1631回公益委員会議の議事の概要
		中村 笹原	原一	松岡 堀田	(3) 不当労働行為事件における審査期間の目標について (4) 不当労働行為事件(2(不)1号)[命令]
		宮田	武田	高井	(4) イヨガ働行為事件(2(木)1 タ)[明节] (5) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)14号)[開始] (6) 労働争議の終結状況
					(7) 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修の結果報告
					(8) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会における議題 (案)の提出について
					(9) 第148回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題 について
1674	R3. 12. 22	〇 安間	桐下	秋山	(1) 第1673回総会(定例)の議事録
		森本中村	中西原	山崎 松岡	(2) 第1632回公益委員会議の議事の概要 (3) 不当労働行為事件(2(不)1号)[再審査申立て]
		笹原 宮田	金子 武田	ー 髙井	(4) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)15号)[開始] (5) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会における議題
					(案)の提出について (6) 第148回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題 について
					(7) 関東ブロック労委労協幹事会の結果報告 (8) 令和4年度総会及び諸会議等の日程
					(9) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
					(10) 令和3年12月議会常任委員会(産業委員会)における報告
					(11) 労働委員会勉強会「労働組合法上の労働者性・使用者 性について」

(2)	公益委員		
口	開催日	出席委員 (〇印···議長)	議 題
1613	R3. 1. 14	1○ 安間 森本 -	(1) 第85回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
		笹原 宮田	
1614	R3. 1.28	○ 安間 森本 中村 笹原	(1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[報告] (2) 不当労働行為事件(元(不)2号)[合議]
		宮田	
	R3. 2.10	森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)[合議]
1616	R3. 2.25	森本 中村 笹原	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号) [合議](2) 資格審査関係(元(不)2号)(3) 不当労働行為事件審査事務処理要領の改正について(4) 組合資格審査・非組合員の範囲の認定告示事務処理要領の改正について
1617	R3. 3.11	宮田	(1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[報告] (2) 不当労働行為事件審査事務処理要領の改正について (3) 組合資格審査・非組合員の範囲の認定告示事務処理要領の改正について
1618	R3. 3.25	宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)[命令]
1010	No. 5. 25	森本 中村 一	(2) 令和3年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題募集について
1619	R3. 4.13	宮田 宮田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	(1) 令和3年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題募集について
1620	R3. 4.27	森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[報告]
1621	R3. 6. 9	安間森本村原田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)[履行報告] (2) 第85回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議(書面開催)の結果報告 について (3) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の実施について (4) 令和3年度関東ブロック労働委員会会長連絡会議の議題について (5) 第86回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1622	R3. 6.23	○ 安間 森本 中村 - 宮田	(1) 令和3年度関東ブロック労働委員会会長連絡会議の議題について (2) 第86回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について (3) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題について
1623	R3. 7.13		(1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[報告] (2) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の開催方法について (3) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題提案について

口	開催日	出席委員	議題
1624	R3. 7.28	(○印···議長) ○ 安間	(1) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の書面開催スケジュー
		森本	ルについて
		中村 笹原	(2) 第86回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の開催及び議題回答案 の検討
1005	D0 0 0 0	宮田	
1625	R3. 8.25 ウェブ開催	○ 安間森本	(1) 静岡県労働委員会の審査体制に関する意見について(2) 第86回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答案の検討
) 1914 pa	中村	(3) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題回答案の検討
		笹原 宮田	
1626	R3. 9. 8	○ 安間	(1) 不当労働行為事件関係(2(不)1号)[報告]
	ウェブ開催	森本 中村	(2) 令和3年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の開催について (3) 不当労働行為事件審査事務処理要領の改正について
		宮田	(4) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題回答案の検討
1627	R3. 9.22	<u>笹原</u>	(1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[意見開陳]
1021	No. 5. 22	森本	(2) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題回答案の検討
		中村 宮田	
		笹原	
1628	R3. 10. 13	○ 安間 森本	(1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[合議]
		中村	
		笹原 宮田	
1629	R3. 10. 27	○ 安間	(1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[合議]
		森本 中村	
		笹原	
1630	R3. 11. 10	宮田○安問	(1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[合議]
1030	K5. 11. 10	森本	(2) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題回答に対する質
		中村 笹原	問への回答の検討
		宮田	
1631	R3. 11. 24	○ 安間森本	(1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[合議] (2) 資格審査関係(2(不)1号)
		森本 中村	(3) 不当労働行為事件における審査期間の目標について
		笹原	(4) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題回答に対する質
1632	R3. 12. 8	<u>宮田</u> ○ 安間	問への回答の検討 (1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[命令]
		森本 中村	(2) 第87回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
		笹原	
1600	DO 10 00	宮田	(1) エル兴風伝光 声(4 / 0 / エ) 1 日) [正京本中 ナッ]
1633	R3. 12. 22	○ 安間森本	(1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[再審査申立て] (2) 第87回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
		中村	
		笹原 宮田	
		呂 田	

不当労働行為の審査等

1 概 況

令和3年中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は(元-2号)及び(2-1号)の2件で、いずれも前年から繰り越されたものである。

不当労働行為事件の推移

区分	項		目	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
係	前年為	前年からの繰越		3	4	0	1	2
属	新	見	申 立	4	0	2	1	0
府		計		7	4	2	2	2
	命	救	全部	0	0	0	0	0
	命令	済	一部	1	1	0	0	1
	· 決 定	勇	禹 却	1	0	0	0	1
終	定	去	1 下	0	0	0	0	0
結状	取 下	耳	文 下	0	1	0	0	0
況	げ・	無	無関与	0	0	0	0	0
	和 解	ß	与	1	2	1	0	0
		計		3	4	1	0	2
終結	事件の平	区均处	<u></u> 理日数	3 3 0	3 6 0	8 3		5 3 0

⁽注)処理日数とは、申立てから終結までの日数をいう。

2 不当労働行為取扱事件一覧表

事件番号 (事件名)	申立人	被申立人	上部団体	業種	救済申立内容	労組法 7条 該当号	申立年月日終結年月日	処理 日数	第1回調査年月日 (調査回数) 第1回審問年月日 (審問回数) 結審日	終結事由	備考
元 (不) 2	Xユニオン	株式会社Y	有	サービス業 (自動車整備業)	・ 不利益取扱い・ 支配介入	1号3号	元.11.8 3.3.25	504	2.1.7 (7) 2.8.24 (2) 2.10.30	一部救済	_
2 (不) 1	Xユニオン	株式会社Y	有	製造業(食料品製造業)	・ 不利益取扱い・ 不誠実団交・ 支配介入	1号 2号 3号	2.6.1 3.12.8	556	2.7.31 (7) 3.6.29 (1) 3.8.31	乗却 ・ 却下	_

⁽注) 処理日数とは、申立から終結までの日数。

3 終結事件の審査概要

令和元年(不)第2号不当労働行為事件

1. 当事者

申 立 人 Xユニオン 被申立人 株式会社 Y

2. 申立ての概要

申立人は、被申立人が申立人の組合員に対して行った以下の(1)から(4)までの行為が不当 労働行為であるとして、救済を申し立てた事件である。

- (1) A組合員に対し、他の従業員よりも低額の平成30年冬季一時金を支給したこと。
- (2) 平成31年3月26日、A組合員をC市内の支店から同市内の本社へ異動させたこと。
- (3) A及びB組合員に対し、他の従業員よりも低額の令和元年夏季及び冬期一時金を支給したこと。
- (4) B組合員に対し、組合からの脱退を促すような発言をしたこと。

3. 請求する救済の内容要旨

- (1) A組合員に対し、平成30年冬季一時金を追加支給すること。
- (2) A組合員の異動を撤回すること。
- (3) A及びB組合員に対し、令和元年夏季及び冬季一時金を追加支給すること。
- (4) 組合員に対し、組合からの脱退を勧奨するなど支配介入行為を行わないこと。

4. 審査の概要

令和元年 11 月 8 日に申立てがあり、翌年 1 月 7 日から 9 月 11 日までに調査が 7 回、審問が 2 回行われた。令和 2 年 10 月 30 日に結審し、翌年 3 月 25 日に命令書を交付した。

5. 命令の要旨

- (1) 平成30年12月22日の一時金について、A組合員に対し、一時金を追加支給すること。
- (2) A組合員の異動を撤回し、元の支店へ復帰させること。
- (3) 令和元年6月30日の一時金について、A及びB組合員に対し、一時金を追加支給すること。
- (4) 令和元年12月20日の一時金について、請求は棄却する。
- (5) 組合員に対し、組合からの脱退を勧奨するなど支配介入行為を行わないこと。
- (6) 上記(4)を除く各行為について、申立人に対し謝罪文を手交すること。

令和2年(不)第1号不当労働行為事件

1. 当事者

申 立 人 Xユニオン 被申立人 株式会社 Y

2. 申立ての概要

申立人は、被申立人が申立人に対して行った以下の(1)から(4)までの行為が不当労働行為であるとして、救済を申し立てた事件である。

- (1) 執行委員長に対し、平成30年12月以降、賞与を支給しなかったこと。
- (2) 執行委員長に対し、平成30年10月30日以降、就労時間の短縮、勤務日数の削減、帰宅命令を行ったこと。
- (3) 第2回団体交渉以降、期日の間隔を合理的な理由なく空け、交渉時間を1時間と設定したこと。
- (4) 第5回団体交渉期日に、組合掲示板の設置を許可しなかったこと。

3. 請求する救済の内容要旨

- (1) 執行委員長に対し、平成30年12月以降の賞与を支給すること。
- (2) 執行委員長に対し、平成30年10月30日以降の賃金減額分を支給すること。
- (3) 団体交渉の期日の間隔を長期間空けないこと及び交渉時間を最低2時間とすること。
- (4) 会社工場内(特に食堂兼休憩室)への組合掲示板の設置を求める。

4. 審査の概要

令和2年6月1日に申立てがあり、同年7月31日から翌年6月29日までに調査が7回、 審問が1回行われた。令和3年8月31日に結審し、同年12月8日に命令書を交付した。

5. 命令の要旨

- (1) 上記 2 (1) の行為のうち、平成30年12月時の賞与が支給されなかったことを不利益取扱いとする申立てを却下する。
- (2) 上記 2 (1) の行為のうち、平成30年10月30日から令和元年5月15日までの間の就業の対価として令和元年5月26日までに支払われた賃金の減額を不利益取扱いとする申立てを却下する。
- (3) その余の申立てを棄却する。

4 労働組合の資格審査

労働組合は、労働委員会の労働者委員候補者を推薦するとき、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするとき等に、労働委員会に労働組合の資格審査の申請をしなければならない。このため、労働委員会では、申請のあった労働組合が、労働組合法第2条及び同第5条に規定された要件を備えているか否か審査している(労働委員会規則第22条)。

年	申請 区分	適合	取下・打切	不適合	継続中	年計
前年繰越分	不当労働 行為	・X1ユニオン・X2ユニオン	0件	0件	0件	2件
	不当労働 行為	0 件	0件	0件	0件	
3 年 新	法人登記	0 件	0件	0件	0件	0 件
規分	委員推薦	0件	0件	0件	0件	0 14
	労働者 供給事業	0件	0件	0件	0件	
	合計	2件	0件	0件	0件	2件

労働争議の調整

1 概 況

令和3年中に取り扱った調整事件は5件であり、全て新規申請であった(※1)。

新規申請事件5件の内訳は、申請者別では組合が4件、使用者が1件であった。

業種別では、製造業が1件(食料品製造業1)、サービス業が1件(職業紹介・労働者派遣業1)、運輸業が1件(道路貨物運送業1)、その他が2件(医療・福祉2)であった。

調整事項別では、団交促進が2件、経営・人事が3件であった。

係属した5件全てが年内に終結した。終結した5件の内訳は、解決2件、打切り2件、取下げ1件、所要日数(調整員の指名から終結までの日数)は最短が34日、最長が68日で、平均所要日数は52日であった。

調整事件の推移

です で成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和 で称 が に からの繰越 の 2	
解属 親 申 請 9 5 4 11 5 5 日	3年
開	
計 9 7 4 11 5 申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申	
申 (うち争議団) (0) (0) (0) (0) (1) (0) 博 用 者 1 1 0 0 0 財 (※2) 9 5 4 11 5 業 建 設 業 0 0 0 0 0 製 造 業 1 1 3 3 1 1 1 1 3 3 1	ı
請者 使用者 1 1 0 0 1 労使連名申請 0 0 0 0 0 計(※2) 9 5 4 11 5 業 建設業 0 0 0 0 0 製造業 1 1 3 3 1 運輸業 2 1 0 1 1 卸売・小売業 1 0 0 2 0 サービス業 2 1 0 2 1 その他 3 2 1 3 2 計(※2) 9 5 4 11 5 経営・人人事 3 4 0 3 3 経営・人人事 3 4 0 3 3 経営・人人事 3 4 0 3 3 財(※2) 9 5 4 11 5 財(※2) 9 <t< td=""><td></td></t<>	
労使連名申請 0 0 0 0 計(※2) 9 5 4 11 5 業 建 設 業 0 0 0 0 製 造 業 1 1 3 3 1 運 輸 業 2 1 0 1 1 卸売・小売業 1 0 0 2 0 サービス業 2 1 3 2 その他 3 2 1 3 2 計(※2) 9 5 4 11 5 資金等 2 0 1 3 0 調整 金 等 2 0 1 3 0 調整 4 1 2 4 2 経営・人事 3 4 0 3 3 項 0 0 0 1 0 計(※2) 9 5 4 11 5 2 打 0 0 0 0 1 0 計(※2) 9 5 4 11)
計(※2) 9 5 4 11 5 業種 設業 0 0 0 0 製造業 1 1 3 3 1 運輸業 2 1 0 1 1 卸売・小売業 1 0 0 2 0 サービス業 2 1 0 2 1 その他 3 2 1 3 2 計(※2) 9 5 4 11 5 賃金等 2 0 1 3 0 総与以外の労働条件 0 0 1 0 0 整 登 4 1 2 4 2 経営・人事 3 4 0 3 3 経営・人事 4 1 5 2 経営・人事 4 1 5 2 財 4 1 5 2 財 4 1 5 2 日本	
業 建 設 業 0 0 0 0 製 造 業 1 1 3 3 運 輸 業 2 1 0 1 1 調 売・小売業 1 0 0 2 0 サービス業 2 1 0 2 1 その他 3 2 1 3 2 計(※2) 9 5 4 11 5 資 金 等 2 0 1 3 0 額 会 9 5 4 11 5 基 資 0 0 1 0 0 財 次 2 4 1 2 財 次 2 4 1 5 財 次 2 4 1 5 財 次 2 4 1 5 財 2 4 1 5 2 財 2 4 1 5 2 財 2 4 1 5 2 財 2 4 1 5 2	
 製造業 1 1 3 3 3 1 1 2 2 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ı
程 理 輸 業 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
 (※ 3) か売・小売業 1 0 0 2 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
その他 3 2 1 3 2 計(※2) 9 5 4 11 5 賃金等 2 0 1 3 0 総与以外の労働条件 0 0 1 0 0 整団交促進 4 1 2 4 2 経営・人事 3 4 0 3 3 項 その他 0 0 0 1 0 計(※2) 9 5 4 11 5 解 決 2 4 1 5 2 打 切 3 3 5 2	
その他 3 2 1 3 2 計(※2) 9 5 4 11 5 賃金等 2 0 1 3 0 総与以外の労働条件 0 0 1 0 0 整団交促進 4 1 2 4 2 経営・人事 3 4 0 3 3 項 その他 0 0 0 1 0 計(※2) 9 5 4 11 5 解 決 2 4 1 5 2 打 切 3 3 5 2	
計(※2) 9 5 4 11 5 賃金 等 2 0 1 3 0 調 給与以外の労働条件 0 0 1 0 0 整 団 交 促 進 4 1 2 4 2 事 経 営 ・ 人 事 3 3 3 項 そ の 他 0 0 0 1 0 計 (※2) 9 5 4 11 5 2 打 切 3 3 3 5 2	
賃金等 2 0 1 3 0 総与以外の労働条件 0 0 1 0 0 整団交促進 4 1 2 4 2 事経営・人事 3 4 0 3 3 項 の 0 0 1 0 計(※2) 9 5 4 11 5 解 決 2 4 1 5 2 打 切 3 3 5 2	
調 給与以外の労働条件 0 0 1 0 0 整 団 交 促 進 4 1 2 4 2 事 経 営 ・ 人 事 3 3 3 項 そ の 他 0 0 0 1 0 計 (※2) 9 5 4 11 5 2 打 切 3 3 5 2	ı
整 団 交 促 進 4 1 2 4 2 事 経 営 ・ 人 事 3 4 0 3 3 3 項 そ の 他 0 0 0 1 0 1 0 計(※2) 9 5 4 11 5 2 解 決 2 4 1 5 2 4 1 5 2 4 1 5 打 切 3 3 3 5 3 5 2	
事 経営・人事 3 4 0 3 3 項 その他 0 0 0 1 0 計(※2) 9 5 4 11 5 解 決 2 4 1 5 2 打 切 3 3 5 2	
項 そ の 他 0 0 0 1 0 1 1 5 1 1 5 1 1 1 1 5 1 1 1 1	
計(※2) 9 5 4 11 5 解 決 2 4 1 5 2 打 切 3 3 5 2	
解 決 2 4 1 5 2 1 1 5 2	
打 切 3 3 5 2	
1	
終 取 下 2 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
計 9 7 4 11 5	
終結事件の平均所要日数 44 55 27 68 55	2

- ※1 調整種別は、全て「あっせん」である。
- ※2 申請者別、業種別、調整事項別の件数は、<u>新規申請分の件数</u>である。
- **※3** 「業種」のうち「サービス業」は第6章資料8の産業区分記号L・M・N・Q・Rに対応し、また「その他」は同O・P・S・Tに対応する。

2 労働争議調整事件一覧表

通番	事件 番号	調整区分	申請		数	業種	調整事項	事件概要	調整結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	調整回数	処理日数 (所要日数)
				組合員	従業員					於稍平月日		
1	3 (調) 1	あっせん	労	3	250	製造業(食料品製造業)	団交促進	団交実施方法(対面・オンライン) の確立を求めた事件。組合が会社 の要求(オンライン)を受け入れ、 申請が取下げられた。	取下げ	3. 4.22 (3. 4.26) 3. 6.29	0	69 (65)
2	3 (調) 2	あっせん	使	15	46	医療・福祉 (社会保険・ 社会福祉・介 護事業)	団交促進	組合員の懲戒処分に関する団交の 円滑な実施を求めた事件。団交事項 の解決を中心に調整を図った。	解決	3. 5.31 (3. 6. 1) 3. 7.19	1	50 (49)
3	3 (調) 3	あっせん	労	54	28	医療・福祉 (社会保険・ 社会福祉・介 護事業)	雇止めに対 する補償等	有期雇用契約の不更新は不当であるとして、補償等の支払を求めた事件。被申請者は、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	3. 6. 10 (3. 6. 14) 3. 7. 29	0	50 (46)
4	3 (調) 4	あっせん	労	111	500	サービス業 (職業紹介・ 労働者派遣 業)	解雇撤回	有期雇用契約期間中の解雇は不当 であるとして、雇用期間満了分の賃 金相当の支払を求めた事件。被申請 者は、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	3. 6. 14 (3. 6. 17) 3. 7. 20	0	37 (34)
5	3 (調) 5	あっせん	労	53	3, 662	運輸業(道路 貨物運送業)	事故反省金 支払請求撤 回	事故を起こしたことに対する反省 金支払請求の撤回を求めた事件。 当事者間で誠意を持って協議する ことを中心に調整を図った。	解決	3. 7.28 (3. 7.29) 3.10. 4	1	69 (68)

⁽注) 1 申請欄の「労」は労働組合の申請、「使」は使用者の申請、「双」は双方の申請、「職」は職権によるもの。

² 指名年月日とは、調整員を指名した日をいう。

³ 処理日数は申請から終結までの日数。(所要日数)は調整員の指名から終結までの日数。

3 終結事件の調整概要

事件番号	令和3年(調)1号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y (製造業(食料品製造業))
申請年月日	令和3年4月22日	指名年月日	令和3年4月26日
終結年月日	令和3年6月29日	終結事由	取下げ
調整事項	団体交渉促進		

○ 事件の概要

申請者は、令和3年3月19日、被申請者工場内の会議室を会場として指定し、組合員の正 社員登用や社会保険未加入期間に関する団交を申し入れたところ、被申請者の代理人弁護士 (東京で勤務している。)から、新型コロナウイルス(以下「コロナ」という。)感染リスクを 理由にオンラインによる団交を条件として提示された。

申請者としては、代理人弁護士とはオンラインで団交を行うことは可能であるが、被申請者工場長とは工場内の会議室において対面で団交を行いたい旨伝えたが、代理人弁護士からコロナ感染リスクを理由に工場内の会議室において対面の団交を受け入れることはできない旨連絡があった。

申請者は、団交の開催方法に関する被申請者との交渉に進展がないため、あっせんを申請した。

○ 申請者 (労働組合) 側の主張

- ・被申請者工場内の会議室で対面による団交を求める。
- ・被申請者工場長と申請者執行委員長、組合員は同じ職場で働いており、被申請者が対面による団交に応じずオンラインによる団交を求めていることには合理的な理由がない。

○ 被申請者(使用者)側の主張

・あっせんでの解決を望まないため、あっせんには参加しない。

〇 結果

当事者双方への事務局調査の終了後、申請者からオンラインによる団体交渉を受け入れる旨連絡があり、後日あっせん申請取下書が提出され、本件は終結した。

事件番号	令和3年(調)2号	調整区分	あっせん		
申請者	特定非営利活動法人Y (医療・福祉(社会保険・社会 福祉・介護事業))	被申請者	Xユニオン		
申請年月日	令和3年5月31日	指名年月日	令和3年6月1日		
終結年月日	令和3年7月19日	終結事由	解決		
調 整 事 項 団体交渉促進					

○ 事件の概要

被申請者組合員は、有期雇用労働者として、申請者で勤務していた。

申請者は、組合員の勤務期間中に発生した組合員と事業の利用者との人間関係を問題視し、組合員に対して論旨退職処分を下したが、所定の期間内に組合員から退職の申出がなかったため、有期雇用契約満了の約1か月前に組合員を懲戒解雇とした。

なお、組合員の処分に関し、個人情報を伏せた内容で新聞に掲載された。

申請者と被申請者は、組合員の懲戒解雇の妥当性、報道提供の妥当性等について、2度の団 交を実施したが、十分な話し合いはできないまま終了となってしまったため、申請者は、円滑 な団交の実施といった団交促進等を求めて本件あっせんを申請した。

〇 申請者(使用者)側の主張

- ・事業の利用者との人間関係の問題に関し、事前に注意喚起していた。
- ・本件事案を隠すことは不適当と考え、処分について報道提供した。
- ・団交では、組合側に話し合うという姿勢が感じられない。

○ 被申請者(労働組合)側の主張

- ・事業の利用者との人間関係の問題に関し、事前に明確な注意喚起はなかった。
- ・処分について報道提供したのは、嫌がらせが目的である。
- ・団交において、使用者側の出席者が多く、平常心で交渉できなかった。

〇 結果

あっせん事項は団交促進であったが、双方の同意を得て、団交の原因事項の解決を図った。 双方から解決内容の意向を確認し、解決金額の調整や懲戒解雇及び報道提供の妥当性等に ついて確認・調整をした結果、解決金の支払や懲戒解雇の撤回等を内容とした和解に至り、 事件は解決した。

事件番号	令和3年(調)3号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y (医療・福祉(社会保険・社会福祉・介護事業))
申請年月日	令和3年6月10日	指名年月日	令和3年6月14日
終結年月日	令和3年7月29日	終結事由	打切り(不応諾)
調整事項	雇止めに対する補償等		

〇 事件の概要

申請者組合員は、令和2年8月、被申請者に、有期でフルタイム勤務の介護福祉士として入職したが、その後、何度か被申請者から「今後は契約を更新しない」旨告げられ、令和3年2月にうつ病等を発症した。

令和3年2月、申請者は被申請者に対して組合員の雇止めに関する団交を申し入れた。 令和3年3月、申請者と被申請者は、解決金の支払(社会保険料や傷病手当金を考慮した金額) や、雇用契約期間の延長等について口頭で合意した。

しかし、令和3年4月、被申請者の代理人弁護士から「これまでの提案をすべて撤回する」 旨通知があった。被申請者の対応に不満を持った申請者は、組合員に対する賃金12か月分の支 払を求めて本件あっせんを申請した。

○ 申請者(労働組合)側の主張

- ・被申請者は、組合員との雇用契約の更新について、一定期間における組合員の仕事ぶりを見て判断すると説明しており、組合員には、雇用継続を期待する合理的な理由がある。
- ・被申請者の対応により雇止めに関する交渉が長引いたこと、組合員の体調面の問題で直ぐに再就職できない状態であることから、当面の生活保障として賃金12か月分の支払を求める。

○ 被申請者(使用者)側の主張

・あっせんでの解決を望まないため、あっせんには参加しない。

〇 結果

被申請者に対し、あっせんのメリット等を伝えつつあっせん応諾を促したものの、被申請者の不応諾意思が強固であったため、これ以上の調整は困難として打切りを決定した。

事件番号	令和3年(調)4号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y (サービス業(職業紹介・労働者派 遣業))
申請年月日	令和3年6月14日	指名年月日	令和3年6月17日
終結年月日	令和3年7月20日	終結事由	打切り(不応諾)
調整事項	解雇撤回		

○ 事件の概要

申請者組合員(外国人)は、被申請者に1か月契約の有期雇用労働者として勤務していた。 勤務開始から約2週間後、組合員の派遣先業務が終了となり、組合員と被申請者は新たな派 遣先について話し合ったが、派遣先は決まらず、組合員は採用から2週間後に解雇となった。

申請者と被申請者は、組合員の解雇について話し合い、申請者は残りの労働契約期間分の賃金相当の支払を要求したが、被申請者はこれに応じず、交渉が進展しないため、申請者は、解雇撤回(解雇撤回を前提として残りの労働契約期間分の賃金相当の支払)を求めてあっせんを申請した。

○ 申請者 (労働組合) 側の主張

- ・有期雇用労働者を契約期間中に解雇をする場合、「やむを得ない事由」が必要であるが、解雇に相当する事実はなく、解雇は不当である。
- ・新たな派遣先の紹介について被申請者は積極的でなく、派遣されなかった。
- ・解雇撤回を前提に雇用契約期間満了までの賃金相当の支払を求める。

○ 被申請者(使用者)側の主張

・あっせんでの解決を望まないため、あっせんには参加しない。

〇 結果

被申請者に対し、あっせんのメリット等を伝えつつあっせん応諾を促したものの、被申請者の不応諾意思が強固であったため、これ以上の調整は困難として打切りを決定した。

事件番号	令和3年(調)5号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	Y株式会社 (運輸業(道路貨物運送業))
申請年月日	令和3年7月28日	指名年月日	令和3年7月29日
終結年月日	令和3年10月4日	終結事由	解決
調整事項	事故反省金支払請求撤回		

○ 事件の概要

申請者組合員は、平成30年8月、3か月更新の有期雇用労働者のドライバーとして被申請者に入職した。

申請者組合員は、令和2年の業務中に2度、対物接触事故を起こし、被申請者から反省金を 徴収する旨書かれた書類に署名を求められたが、根拠となる「車両事故反省金規定」の教示を されていないこと等を理由として、署名及び支払を拒否した。

4月29日、組合員は申請者に加入し、申請者は被申請者に対し、事故反省金支払請求撤回等を求めて団体交渉を申入れた。団体交渉は、5月~7月中に3回行われたが、申請者は被申請者の対応が不誠実であり、事故反省金の支払に関する交渉について進展がないと考え、本件あっせんを申請した。

○ 申請者(労働組合)側の主張

- ・被申請者からの、組合員に対する車両事故反省金請求は、労働基準法第16条(賠償予定の禁止)違反である。また、根拠となる規定の交付や教示がされていない。
- ・事故反省金支払請求撤回等を求めて団体交渉を3回実施したが、被申請者側は実質的な決 定権のない者が出席するなど、不誠実な対応であった。

○ 被申請者(使用者)側の主張

- ・車両事故反省金規定については、これを基準ととらえ、業務管理委員会において金額を決定し、当事者の了解を得て徴収している。また、賠償金ではなく、事故の再発防止のための啓発に充てるために徴収している。よって、労働基準法第16条違反ではない。
- ・団体交渉出席者は、交渉権限が与えられた者である。申請者からの要求や質問に対しては、 社内で検討し、遅延なく、誠実に回答を行った。

〇 結果

あっせんにおいては、組合員の復職や事故反省金の支払要否について、双方が引き続き協議 を行うよう調整や働きかけを行った。

その結果、調整事項について、双方が誠実に協議をする旨合意に至り、事件は終結した。

4 労働争議実情調査

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した際に必要に応じ実施している。特に、争議 行為予告通知が義務付けられている公益事業については、県民生活へ大きな影響を及ぼす ことが予測されるため、争議予告通知を受けたときに速やかに調査することとしている。

当労委では、当労委に直接争議予告の通知があったもののほか、中央労働委員会に通知された争議予告のうち、県内事業所において解決が図られる見込みのある争議について、調査を実施している。

令和3年中に実施した調査件数は72件である。

業種別にみると、医療業が33件と最も多く、次いで道路貨物運送業12件、鉄道業・道路 旅客運送業10件、港湾業9件、廃棄物処理業4件、郵便・電気通信業3件、電力業1件で あった。

また、交渉事項別では、賃上げが52件と最も多く、次いで年末一時金11件、夏季一時金2件となっている。

労働争議実情調査の推移

区分	項目	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
件	前年からの繰越	33	15	11	15	23
	新 規	53	49	39	36	49
数	計	86	64	50	51	72
	鉄 道 業 • 道 路 旅 客 運 送	8	10	8	9	10
71/-	道路貨物運送業	17	13	12	9	12
業	医 療 業	47	29	20	24	33
	廃棄物処理業	6	5	4	3	4
	郵便・電気通信業	4	3	2	2	3
種	電 力 業	2	2	1	2	1
	港湾業	2	2	3	2	9
	計	86	64	50	51	72
	賃 上 げ	42	35	36	42	52
	年 間 臨 給	6	5	0	0	0
交	夏 季 一 時 金	9	2	4	2	2
渉事	年 末 一 時 金	26	17	9	6	11
項	労働条件の改善	0	0	1	1	0
	そ の 他	3	5	0	0	7
	計	86	64	50	51	72

個別的労使紛争のあっせん

1 概 況

令和3年中に取り扱った個別的労使紛争あっせん事件は21件であり、前年からの繰越しが6件、 新規申請が15件であった。

新規申請15件の内訳は、申請者別では労働者が14件、使用者が1件であった。

業種別では、卸売・小売業、生活関連サービス業・娯楽業が多かった。

紛争内容別では、経営又は人事が多かった。

係属事件のうち17件が年内に終結し、4件が翌年へ繰り越された。終結状況は、解決7件、打切8件、処理日数(申請から終結までの日数)は、最長が154日、最短が18日、平均処理日数は64日であった。

個別的労使紛争あっせん事件の推移 (近5年)

区分	項目	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年		
K	前年からの繰越	0	0	0	2	6		
係属	新 規 申 請	17	16	15	11	15		
府	計	17	16	15	13	21		
申	労 働 者	17	16	15	11	14		
請	使 用 者	0	0	0	0	1		
者	計 (※)	17	16	15	11	15		
	農業	0	0	1	0	0		
	建 設 業	1	0	0	0	1		
	製 造 業	5	4	2	3	2		
	電気・ガス・水道業	1	0	1	0	0		
	情報通信業	0	0	0	0	0		
	運 輸 業	0	1	0	0	0		
	卸 売 ・ 小 売 業	0	0	1	1	3		
業	金融 化保険業	0	1	0	0	0		
	不 動 産 業	1	0	1	0	0		
	専門技術サービス業	0	0	0	0	2		
**	宿泊・飲食サービス業	1	1	1	1	1		
種	生活関連サービス業・ 娯楽業	0	0	1	0	3		
	教育・学習支援業	1	0	1	0	0		
	医療 · 福祉	5	3	4	4	2		
	複合サービス業	0	0	0	0	0		
	サービス業	2	6	2	2	1		
	そ の 他	0	0	0	0	0		
	計 (※)	17	16	15	11	15		
	経営又は人事	4	6	7	6	9		
調	賃 金	10	4	3	4	1		
整	労 働 条 件 等	2	1	0	0	1		
事	職場の人間関係	0	5	5	1	4		
項	そ の 他	1	0	0	0	0		
	計 (※)	17	16	15	11	15		
	解決	6	5	2	3	7		
終	打 切	6	10	11	4	8		
結	取下	4	1	0	0	2		
状	不 開 始	1	0	0	0	0		
況	翌年への繰越	0	0	2	6	4		
	計	17	16	15	13	21		
終新	吉事件の平均処理日数	35	40	45	44	64		
\ * /	※ 由請者別 業種別 調整車項別の各合計は 新規由請分の件数である							

[※] 申請者別、業種別、調整事項別の各合計は、新規申請分の件数である。

2 個別的労使紛争あっせん事件一覧表

通番	事件番号	申請者	労働者の 雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん 結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっ せん 回数	処理日数 (所要日数)
1	2 (個) 5	労働者	派遣労働者	製造業(その他の製造業)	雇止め撤回	派遣先に対し、正社員雇用をするとの約束の履行を 求めた事件。双方の主張から金銭の支払による解決 を前提に調整をしたが、双方合意に至らなかった。	打切り (あっせん)	2. 11. 13 (2. 11. 19) 3. 2. 5	1	85 (79)
2	2 (個) 6	者	派遣労働者	サービス業(職業紹介・労働者派遣業)	退職理由変更	退職理由を自己都合から会社都合へ変更を求めた事件。申請者自身がハローワークに相談し、理由が変 更されたとして申請が取下げられた。	取下げ	2. 11. 19 (2. 11. 20) 3. 1. 25	0	68 (67)
3	2 (個) 7	労働者	正社員	医療・福祉(医療業)	退職金の支払等	退職金や退職強要に対する慰謝料の支払等を求めた 事件。退職理由の確認、解決金の支払による調整を 図った。	解決	2. 11. 24 (2. 11. 26) 3. 3. 4	1	101 (99)
4	2 (個) 8	労働者	契約社員	医療・福祉(社会保 険・社会福祉・介護 事業)	雇止めに対する 補償	不当な雇止めを受けたとして給与2か月相当額の支払い等を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	2. 11. 25 (2. 11. 26) 3. 3. 17	1	113 (112)
5	2 (個) 10	労働者	正社員	宿泊業・飲食サービス業(持ち帰り・配達飲食サービス業)	解雇撤回等	解雇は不当であるとし、解雇の撤回と慰謝料等の支払を求めた事件。被申請者は、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	2. 12. 1 (2. 12. 2) 3. 1. 20	0	51 (50)
6	2 (個) 11	労働者	正社員	製造業(食料品製造業)	組合結成に関す る暴言の禁止	暴言により妨害された組合結成について、結成を認め、暴言の禁止を求めた事件。被申請者は、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	2. 12. 25 (3. 1. 6) 3. 2. 26	0	64 (52)
7	3 (個) 1	労働者	正社員	生活関連サービス 業・娯楽業(洗濯・理 容・美容・浴場業)	内定取消しの撤 回等	内定取消しは不当であるとして撤回と慰謝料の支払 を求めた事件。被申請者は、不応諾の意向を示し た。	打切り (不応諾)	3. 3. 1 (3. 3. 2) 3. 3. 18	0	18 (17)
8	3 (個) 2	労働者	正社員	生活関連サービス業・娯楽業(娯楽業)	内定取消しの撤 回	内定取消しは不当であるとして損害賠償等の支払を 求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	3. 3. 10 (3. 3. 15) 3. 5. 10	1	62 (57)
9	3 (個) 3	労働者	正社員	医療・福祉(医療業)	退職に関する損 害賠償等	退職に追い込まれたことに対する損害賠償等の支払 を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	3. 4. 7 (3. 4. 16) 3. 9. 7	1	154 (145)
10	3 (個) 4	使用者	正社員	卸売業・小売業	未払賃金不存在 の確認	未払賃金が存在しないこと等の確認を求めた事件。 被申請者は、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	3. 4. 23 (3. 4. 26) 3. 6. 7	0	46 (43)

通番	事件番号	申請者	労働者の 雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん 結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっせん 巨数	処理日数 (所要日数)
11	3 個 5	労働者	正社員	生活関連サービス 業・娯楽業(その他の 生活関連サービス業)	解雇撤回	解雇は不当であるとして解雇の撤回を求めた事件。 双方の主張から退職理由の変更、解決金による調整 を図った。	解決	3. 5. 26 (3. 6. 1) 3. 8. 3	1	70 (64)
12	3 個 6	労働者	契約社員	卸売業・小売業	退職理由変更	退職理由を自己都合から会社都合へ変更を求めた事件。申請後、当事者間で話し合いが為され、退職理由が変更されたとして自主的に解決した。	自主解決	3. 6. 1 (3. 6. 8) 3. 6. 25	0	25 (18)
13	3 (個) 7	労 働 者	正社員	製造業(プラスチック製品製造業)	解雇撤回	解雇は不当であるとして解雇の撤回を求めた事件。 双方の主張から退職理由の変更、解決金による調整 を図った。	解決	3. 6. 1 (3. 6. 3) 3. 8. 30	2	91 (89)
14	3 個 8	労働者	契約社員	サービス業 (その他 の事業サービス業)	退職理由変更等	退職理由を自己都合から会社都合へ変更を求めた事件。申請者自身がハローワークに相談し、理由が変更されたとして申請が取下げられた。	取下げ	3. 8. 4 (3. 8. 10) 3. 10. 4	0	62 (56)
15	3 個 9	労働者	契約社員	製造業(電子部品・ デバイス・電子回路 製造業)	雇止め撤回	不当な雇止めを受けたとして雇止めの撤回を求めた 事件。被申請者は、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	3. 8. 6 (3. 8. 17) 3. 9. 1	0	27 (16)
16	3 個 10	労働者	正社員	建設業	パワハラに対す る損害賠償等	在職中にパワハラを受けたとして損害賠償等の支払 を求める事件。		3. 10. 5 (3. 10. 11)	_	_
17	3 (個) 11	労働者	契約社員	サービス業(専門サービス業)	パワハラに対す る慰謝料請求等	在職中にパワハラを受けたとして慰謝料等の支払を 求める事件。	_	3. 10. 14 (3. 10. 19)	_	_
18	3 (個) 12	労働者	アルバイト	宿泊業・飲食サービ ス業(宿泊業)	労務管理の改善 等	求人内容と実際の雇用契約内容が違うとして雇用環境の改善を求める事件。	_	3. 10. 26 (3. 10. 28)	_	_
19	3 (個) 13	労働者	正社員	医療・福祉(医療業)	解雇撤回	解雇は不当であるとして解雇の撤回を求める事件。	_	3. 10. 27 (3. 10. 28)	_	_
20	3 (個) 14	労働者	パート	卸売業・小売業	いじめに対する 慰謝料請求	在職中に受けた暴言等のいじめに対し、慰謝料の支 払を求めた事件。被申請者は、不応諾の意向を示し た。	打切り (不応諾)	3. 11. 25 (3. 11. 29) 3. 12. 21	0	27 (23)

通番	事件番号	申請者	労働者の 雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん 結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっ せん 回数	処理日数 (所要日数)
21	3 (個) 15	労働者	正社員	サービス業(専門サ ービス業)	パワハラに対す る補償金支払等	パワハラを受けたとして補償金の支払や退職理由の 変更を求めた事件。被申請者は、不応諾の意向を示 した。	打切り (不応諾)	3. 12. 2 (3. 12. 6) 3. 12. 22	0	21 (17)

- (注)1「労働者の雇用形態」欄における区分は次のとおりとする。
 - ・ 正社員・正職員…勤務先において、「一般職員」「正社員」又はそれに類する名称で呼ばれている者
 - ・ パート・アルバイト…就業時間や日数に関わらず、勤務先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに類する名称で呼ばれている者
 - ・派遣労働者…「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて労働した者
 - ・ 契約社員…専門的職種に従事させることを目的とした、雇用期間の定めのある労働契約により雇用された者
 - 2 「指名年月日」とは、あっせん員を指名した日をいう。
 - 3 「処理日数」とは申請から終結までの日数をいい、「(所要日数)」とはあっせん員の指名から終結までの日数をいう。

連絡会議・研修会等

1 全国・ブロック委員連絡会議等開催状況

中央労働委員会及び各都道府県労働委員会の相互の連絡を密にし、事務処理の統一と調整を図るため、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者による連絡協議会や、各側委員それぞれの連絡会議等が全国規模又は地域別の会議として開催された。

(1)全労委関係

① 全国労働委員会会長連絡会議

開催日:中止

主催労委:中央労働委員会、長崎県労働委員会

② 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

開催日:令和3年11月18日(木)※WEB開催

主催労委:中央労働委員会

議 題:

	内 容	備考
1	講演「労働委員会命令取消訴訟の動向と留意点 〜最近の初審命令取消訴訟、再審査命令取消訴 訟を素材に〜」	講師: 東京都労働委員会公益委員 筑波大学ビジネスサイエンス 系教授 川田 琢之 氏
2	講演「新型コロナウイルス感染症2年目~休 業・解雇等とテレワークを中心に~」	講師: 中央労働委員会地方調整委員 (公益委員・東日本区域) 早稲田大学法学学術院教授 竹内 寿 氏

③ 第76回全国労働委員会連絡協議会総会

開催日: 令和3年11月18日(木)~19日(金) ※WEB開催

主催労委:中央労働委員会

議 題:

	内容	備考
1	労働委員会における口外禁止条項の取扱いについて	九州ブロック公労使提案
2	労働委員会におけるデジタル化に向けた現状と 課題について	北海道・東北ブロック公労使 提案
3	被申請者のあっせん不応諾に対する説得につい て	中部ブロック公労使提案
4	講演「雇用類似の働き方と労使関係」	講師: 元中央労働委員会会長代理 鎌田 耕一 氏

(2) 14 都道府県関係

① 第 35 回 14 都道府県労働委員会使用者委員会議

開催日:文書開催

主催労委:千葉県労働委員会

議 題:

	内 容	備考		
1	労働組合法上の労働者性について	大阪府労働委員会提案		
2	コロナ禍 (大規模自然災害時含む) における調整・ 審査の留意点および工夫点	千葉県労働委員会提案		
3	講演「労働組合が果たす『労務管理機能』の法的意 義」再考	講師: 千葉県労働委員会使用者 委員 筑波大博士(法学) 平川 宏 氏		

② 14 都道府県労働委員会公益委員会議

開催日:文書開催

主催労委:静岡県労働委員会

議題:

	内 容	備考	
1	指定管理者又は事業受託先の労働者との間での地方 公共団体の使用者性について	京都府労働委員会提案	
2	組合間の不平等取扱いについて	京都府労働委員会提案	
3	不当労働行為事件におけるオンラインによる調査手 続について	兵庫県労働委員会提案	
4	不当労働行為事件の被申立人が所在不明になるとと もに、会社の破産手続開始の決定がなされた場合の 破産管財人への団交応諾命令について	広島県労働委員会提案	

(3) 関東ブロック関係

① 第85回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

開催日:文書開催

主催労委:静岡県労働委員会

議 題:

,			
		内 容	備考
	1	元組合員が被申立人側補佐人として申請された場合 の対応について	静岡県労働委員会提案

② 第 146 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

開催日:令和3年5月18日(火)※文書及びWEB開催

主催労委:静岡県労働委員会

議題:

	内 容	備考
1	労働争議の調整事件及び個別的労使紛争のあっせん 事件において被申請者から参加不応諾の意思が示さ れた場合の対応について	茨城県労働委員会提案 (文書開催)
2	労働局における個別労働関係紛争処理制度の概要及び労働委員会との連携に関する現状と課題 一報告及び意見交換-	静岡県労働委員会提案 (WEB開催)
3	関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の活性化に 係る協議事項の審議	神奈川県労働委員会提案 (WEB開催)

③ 第86回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

開催日:文書開催

主催労委:茨城県労働委員会

議題:

	内 容	備考
1	不当労働行為事件における和解勧試の時期や事情、 公益委員の役割等について	茨城県労働委員会提案

④ 第 147 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

開催日:令和3年9月14日(火)※WEB開催

主催労委:茨城県労働委員会

議題:

	内 容	備考
1	不誠実団交と継続する行為について	長野県労働委員会提案
2	パワーハラスメント防止対策の法制化における労働 委員会の役割について	茨城県労働委員会提案

⑤ 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

開催日:中止

主催労委:茨城県労働委員会

2 委員研修実施状況

(1) 公労使委員合同研修※WEB開催

開	開催日 令和3年9月2日(木)~3日(金)					
主	主 催 者 中央労働委員会					
内		容	全体研修及び各側研修			

(2) 公労使委員個別紛争専門研修※WEB開催

開	催	日	令和3年12月6日(月)~7日(火)
主	催	者	中央労働委員会
内		容	全体研修及びグループディスカッション

(3) 静岡県労働委員会委員研修会

開催	崔 日	令和3年11月10日(水)
主催	崔 者	静岡県労働委員会
内	容	講演「『同一労働同一賃金』のポイントと最新の状況」
講	語	東京大学社会科学研究所教授東京都労働委員会会長代理
2.3	7.1	水町 勇一郎 氏

3 事務局長・主管課長・担当者会議開催状況

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催日:中止

主催 労 委 : 中央労働委員会、長崎県労働委員会

(2) 西関東ブロック労働委員会事務局実務担当者会議

開催日:文書開催

主催労委:長野県労働委員会

議 題:

	議 題	提案労委
1	不当労働行為救済命令書の交付方法等について	
2	労働委員会規則の一部改正を受けたウェブ会議の活用について	新潟県
3	情報発信に係る予算について	
4	申立書等のオンライン化に際して想定される問題点とその対応 方法について	
5	個別的労使紛争のあっせんに係る会長による不開始の決定について	山梨県
6	労働組合の資格審査における労働組合法第2条第2項の適合性 の確認について	
7	行政手続における書面への署名又は記名押印の廃止と申請書等 の提出に関する電子申請の導入について	静岡県
8	不当労働行為事件の証人尋問における敵性証人の申請及び尋問 について	
9	準備書面の提出が予定より著しく遅延する当事者への対応について	
10	調整事件・個別紛争事件のあっせん内容等の公開について	長野県

(3) 14 都道府県労働委員会事務局長連絡会議

開催日:文書開催

主催 労委: 京都府労働委員会

議題:

	議 題	提案労委
1	労委規則第41条の2改正(答弁書の提出期限延長)への対応 について	京都府
2	都道府県労働委員会の実施する個別労働関係紛争に係るあっせ んの対象としない紛争等について	京都府

(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

開催日: 令和3年11月25日(木) ※WEB開催

主催労委:中央労働委員会

議 題:

- 1 新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した調査・審問の実施に係る取組と課題(ウェブ会議による調査の実施、審問の公開における配慮を含む)
- 2 資格審査を巡る諸課題
- 3 押印廃止の実務への影響
- 4 中央労働委員会事務局からの報告事項(労働協約の地域的拡張適用の決 定、労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会(仮称)の設置)

(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

開催日: 令和3年11月25日(木)※WEB開催

主催労委:中央労働委員会

議題:

- 1 中央労働委員会事務局からの説明 (調整業務の運営について)
- 2 都道府県からの事例報告(北海道労働委員会事務局、神奈川県労働委員 会事務局)
- 3 都道府県労働委員会事務局からの業務報告(青森県労働委員会事務局、 石川県労働委員会事務局、長崎県労働委員会事務局)

資料

第 6 章

1 不当労働行為事件処理状況一覧表

(1) 旧労働組合法下における不当労働行為事件取扱状況(昭和21年~昭和24年6月)

提訴	提訴 中数 取 下 自主解決 による 却 下 ー	決		定			
件数	以下	日土件次	解決	4 .	違反あり 違反なし 処態	処罰請求	
27	1	5	9	0	3	8	1

(2) 不当労働行為事件取扱状況

—	上理別	ıJ	年	S24. 7~ 30	31~ 40	41~ 50	51~ 60	S61 ∼ H7	H8∼ 17	H18 ∼ 27	28	29	30	R1	R2	R3	合計
1	Ē	前年から	繰越								4	3	4	0	1	2	
係属状況		新規申	立	36	55	(203) 98	(1) 113	53	33	49	3	4	0	2	1	0	(204) 447
化		小計									7	7	4	2	2	2	
		救	全部	1	0	2	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	11
	命令	済	一部	0	2	10	14	11	10	6	3	1	1	0	0	1	59
	· 決	棄	却	2	0	2	1	1	4	6	0	1	0	0	0	1	18
終結	定	却	下	3	1	(2) 0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	(2) 5
状況	取下	取	下	5	10	(1) 13	(200) 12	(1) 9	12	10	1	0	1	0	0	0	(202) 73
	· 和	無関与	和解	9	19	29	22	50	4	3	0	0	0	0	0	0	136
	解	関与	和解	15	19	27	42	10	9	19	0	1	2	1	0	0	145
	1	多	送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	73.7 27	程年へ繰起	<u></u>								3	4	0	1	2	0	

注1 () 内は、公務員関係の個人申立て・外書

注2 平成8年の新規申立てのうち、1件は事件の分離によるものである。

2 不当労働行為事件産業別申立件数一覧表

_	_	F	旧法	紨													
	立別及び	年 別	S21~ 24. 6	注 24.7 ~30	31~ 40	41~ 50	51~ 60	S61∼ H7	8∼ 17	18~ 27	28	29	30	R1	R2	R3	新法計
 	<u>産業別</u> 組		24. 6	$\frac{\sim 30}{20}$	51	92	109	н <i>і</i> 51	33	49	3	4	0	2	1	0	
1						(203)	(1)							_			(204)
申立	個	1 人 申 立	4	16	4	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	28
別	組	合・個人申立	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	1	① 申立別の合計	27	36	55	98	113	53	33	49	3	4	0	2	1	0	447
	農	業	0	0	0	2	0	0		0	0	0	0	0	0	0	2
	建	設 業	0	2	1	2	0	0		1	0	0	0	0	0	0	_
		食料品飲料・たばこ・飼料	2	0	0	0	10	3		0	0	0	0	0	0	0	25
		繊維 工業	0	1	1	1	1	0		0	0	0	0	0	0	0	4
		木材・木製品	4	0	3	2	1	0		0	0	0	0	0	0	0	
		パルプ・紙・紙加工品	2	6	3	2	7	5	1	2	0	0	0	0	0	0	26
		出版・印刷・同関連	2	1	5	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	16
		化 学 工 業	3	1	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7
ĺ		プラスチック製品	0	0	0	0	0	0	_	2	0	0	0	0	0	0	2
	製造業	ゴム製品	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	1
	衣坦未	窯業·土石製品	0	0	0	6	5 0	0		0	0	0	0	0	0	0	12
		鉄 鋼 業 金 属 製	0	0	0	4	2	0		0	0	0	0	0	0	0	8
		一般機械器具	3	7	7	9	8	2		1	0	0	0	0	0	0	35
		電気機械器具	0	2	0	4	8	1	0	1	0	0	0	0	0	0	16
		輸送用機械器具	1	2	7	5	9	5	1	6	0	0	0	1	0	0	36
		情報通信機械器具	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		精密機械器具	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
		その他の製造業	1	1	2	5	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
2	電気・	電気業	1	2	1	0	1	0	_	0	0	0	0	0	0	0	
産業	水道業	水	0	0	0	0	(1)	0		0	0	0	0	0	0	0	
業別		情報 通信業	0	0	0	0	0	0		2	0	0	0	0	0	0	2
カリ		鉄 道 業	0	0	0	0	0	5	2	1	0	0	0	0	0	0	8
	運輸・ 通信業	道路旅客運送業	0	1	11	6	7	0	2	4	0	0	0	0	0	0	31
		道路貨物運送業	0	0	2	8	5	2	2	2	0	0	0	0	0	0	21
	卸売・	小売業 ・ 飲 食 店	0	0	3	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		保 険 業	1	0	0	6	23	19		0	0	0	0	0	0	0	49
	複合サービス事業		0	0	0	0	0	0		2	0	0	0	0	0	0	2
ĺ		旅館、その他の宿泊所 娯 楽 業	0	3	0	2	2	1	3	1	0	0	0	0	0	0	3 10
ĺ		廃棄物処理業	0	0	0	0	1	0		0	0	0	0	0	0	0	4
ĺ		自動車整備業	0	0	0	0	0	0		1	0	0	0	1	0		
ĺ		医 療 業	0	0	1	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	
ĺ	サービス業	社会保険・社会福祉・介護	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	5
		教育(自動車教習所を含む)	0	0	0	6	3	3		1	0	0	0	0	0	0	
		機械等修理業	0	0	0	0	0	0		0	0	1	0	0	0	0	
		職業紹介・労働者派遣業	0	0	0	0	0	0		12	0	2	0	0	0	0	
ĺ		その他の事業サービス業 その 他 の サ ー ビ ス 業	3	0	4	0	0	0	1	13	0	0	0	0	0	0	
ĺ			0	0		(203)	0	0		0	0		0	0	0		(203)
ĺ	公務	、 分類不能の産業	0	2	1	2	0	1		0	0		0	0	0		
		② 产类別の合計				(203)	(1)										(204)
		② 産業別の合計	27	36	55	98	113	53	33	49	3	4	0	2	1	0	447
	注 ()	内は公務員関係個人申立て・タ	小書。	注 2	平成8年	の新規	申立て	のうち、	1 件は	事件の	分離し	こよろ	ものつ	であろ			

3 労働組合資格審査取扱件数一覧表

(1)年別申請件数

医分 年別	S24~ 40	S41~ 50	S51~ 60	S61∼ H7	H8∼ 17	H18∼ 27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3	合計
申請件数	1, 767	315	218	193	165	166	23	5	16	4	22	0	2, 894
前年から繰越							5	3	5	0	1	2	
計							28	8	21	4	23	2	

(2)申請理由別内訳

	年別	S24~ 40	S41~ 50	S51~	S61∼ H7	H8∼ 17	H18∼ 26	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
		1, 526	146	66	п <i>і</i> 85	111	95	19	0	16	0	19	0	2, 083
委员	取下・打切	 59	12	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	 72
委員推薦	不適合	1	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
馬	小計	1, 586	158	66	85	111	96	19	0	16	0	19		2, 156
	適合	17	13	20	20	25	14	4	2	1	0	0	2	118
不	取下・打切	49	74	74	68	29	33	1	1	4	1	0		
当労	 不適合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
不当労働行為	 審査中	·····				····		3	5	0	1	2	0	
何	小計							8	8	5	2	2	2	
	適合	56	50	39	42	11	13	1	0	0	2	2	0	216
法	取下・打切	9	3	4	1	2	1	0	0	0	0	0	0	20
人登記	不適合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
記	審査中							0	0	0	0	0	0	
	小計							1	0	0	2	2	0	
調停	適合	35	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	38
・ そ の 他	取下・打切	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10
せん	小計	44	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	48
	合 計							28	8	21	4	23	2	

4 実効確保申立ての状況一覧表

(昭和57年1月~令和3年12月)

年度	事件番号	申立年月日	公益会議	実効確保の	勧告年月日	内 容
	新日田 2	1 — 17411	年月日	有無・方法	(要望年月日)	
	57-1	57. 5.28 (57. 2. 1)	57. 6. 8 57. 8.10	無		仮処分申請に対する判断結果(経過)を見 守ることになった。
5 7	5 6 -10	57. 6. 7 (56. 8.28)	57. 6.22 57. 7. 6	有 口頭(要請)	57. 7. 8	審問に先立ち、審査委員が、証人として出 廷した者に対するいやがらせをしないよう 要請したが、会社は応ぜず、のち不当労の 申立てがされた。 (審査委員名義)
	57-1	57. 6.15 (57. 2. 1)	57. 6.22	無		仮処分申請に対する判断結果(経過)を見 守ることになった。
	55-7	57. 7.17 (55. 6. 1)	57.11. 9	無		和解協議に入ったため勧告せず。
	56-10	58. 5. 27 (56. 8. 28)	58. 6. 7 58. 7. 5 58. 7. 19	有 口頭(要請)		審問に先立ち、会社に対し説得工作をしないよう、組合に対し外部への宣伝活動を自制するよう要請した。 (審査委員名義)
58	58-3	58. 8. 9 (58. 7. 29)	58. 8. 9 58. 8. 23 58. 9. 6	無		勧告(要請)せず。
	58-3	59. 4.10 (58. 7.29)	59. 4.12	有 口頭(要請)	59. 4.16	調査の中で、補佐人の転勤について配慮するように要請した。 (審査委員名義)
5 9	59-2	59. 5. 10 (59. 4. 6)	59. 5.10	有 口頭(要請)		不当労の申立て内容であるビラ配布に対する処分の停止を求めるものであったため、 双方で話し合うよう要請したが、処分が行われ、不当労の追加申立てがされた。 (審査委員名義)
	59-5	59. 6.19 (59. 6.15)	59. 7.12	無		59. 8.31、団体交渉を行うことで合意した。
6 2	62-6	62. 10. 20 (62. 10. 20)	62. 10. 20 62. 10. 27 報告了承	有口頭(要請)	62. 10. 24	出向について、なお一層話合いを行うよう 要請した。 (審査委員名義)
6	6-4	6. 10. 17 (6. 10. 7)	6. 10. 18 6. 11. 22 報告了承	有 口頭(要請)		審査結果が出るまで、相手の立場を尊重し 慎重な行動を取るよう、また、会社は人事 異動について組合の理解を得られるよう努 力するとともに双方で団交等のルールを協 議するよう要望した。 (審査委員名義)

年度	事件名	申立年月日	公益会議 年月日	実効確保の 有無・方法	勧告年月日 (要望年月日)	内容
8	6-5	8. 9.25 (6.10.24)	8. 10. 7 8. 11. 19 報告了承	有 口頭(要請)	8. 11. 13	会社に再び不当労の申立てが出ることのないよう慎重な対応をしてほしい旨を要望した。 (審査委員名義)
δ	6-5-2 8-3	8. 12. 24 (6. 10. 24) (8. 3. 29)	8. 12. 24 9. 1. 21 9. 1. 27 報告了承	有 文書(要請)		会社に対し、慎重な行動をするよう、また、労使関係のルール作りを進めるよう要望した。 (三者名義)
23	23-1	23. 9.30 (23. 6.24)	23. 10. 13 23. 10. 27 報告了承	有 文書(要請)	23. 10. 24	会社に対し、組合員の雇用契約の扱いなど に慎重な行動を取るよう強く要望した。 (三者名義)

- (注) 1 公益会議において、事実上の勧告をするか否かを、審査委員の判断に委ねる形が取られている。
 - 2 申立年月日欄()は、不当労働行為の申立年月日

5 県労委命令交付後の経過一覧表

		県 労	委 (平	成16年まで地		中	労 委		
番号	年	初 事件番号	申立て	命令(交付)	審 内容等	再 申立て	審 査 命令		裁 判決
1	25	24 - 31	24.12. 8	25. 8.18	却下	— — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	— th 11	1/EI/N	— †JA
2	11	24 - 32	24.12. 9	25. 9. 8	全部救済	_	_	_	_
3	11	25 - 2	25. 6.23	25. 8.23	却下	_	_	_	_
4	26	26 - 1	26.1.20	26. 3. 5	却下	_	_	=	_
5	28	27 - 1	27.11.18	28. 4. 9	棄却	_	_		_
6	29	29 - 3	29. 5.14	29. 8.20	棄却	_	_	_	_
7	34	34 - 3	34. 7. 6	34.11.18	却下	_	_	_	_
8	37	36 - 6	36.12.21	37. 8.25	一部救済	_	_	_	_
9	40	39 - 5	39. 7.17	40. 3. 2	一部救済	使 40. 3.15	_	_	_
10	41	40 - 1	40. 3.17	41. 2. 4	全部救済	使 41. 2. 8	_	_	_
11	11	40 - 3	40. 6.21	41.10.31	棄却	_	_	労 41.12.27	命令の 一部取消 43. 2.16
12	42	40 - 5	40.11.17	42. 2.21	一部救済	使 42. 2.27	_	_	_
13	"	41 - 1	41. 1.17	42. 4.20	一部救済	使 42. 4.27	_	_	_
14	"	41 - 2	41. 6. 3	42. 8.16	一部救済	_	_	_	_
15	44	43 - 6	43. 8. 2	44. 9.24	一部救済	使 44.10.3	_	_	_
16	45	44 - 5	44. 2.14	45. 2.14	一部救済	使 45. 2.25	棄却 45. 12.16	使 46. 1.23	和解 47. 1.27
17]]	43 - 11	43.11.20	45. 8.28	一部救済	使 45. 9. 9 労 45. 9.12	_		
18	46	45 - 3	45. 4.14	46. 4.20	一部救済	_	_	_	_
19	11	45 - 6	45. 9. 3	46. 9.28	棄却	使 46.10.9	_	_	_
20	11	45 - 2	45. 2.25	46.12.17	一部救済	使 46.12.27	_	_	_
21	47	45 - 10	45.12.11	47. 2. 9	一部救済	使 47. 2.21	_	_	_
22	48	47 - 1 併	47. 1.28	48. 6.25	全部救済	_	_	_	_
23	11	47 - 6 合	47. 5.17	10. 0.20	H6.1741/J				
24	51	50 - 8	50. 5.26	51. 3.12	一部救済	使 51. 3.26	_	_	_
25	"	49 - 6	49. 5.10	51.11.29	一部救済	使 51.12.14	_	_	_

(昭和25年1月~令和3年12月)

行 政	訴 訟			(昭和25年1月~令 ■	7H3
	1/1 元		는 1\triangle	竪 急	/++ : + -
高	裁	最	高 裁	緊 急 命 令 等	備考
控訴	判決	上告	判決	14 14 71	
_	_	_	_		ほか4件を併合
		_	-		
_	_	_	_		
_	=	_	_		
_	_	_	_		
_	_	_	_		
_	_	_	_		
_	_	_	_		
_	_	_	_		和解 40.10.23
_	_	_	_		和解 41.11.28
使 43. 3. 6	棄却 44. 6.26	使 44. 7.14	棄却 48. 1.26	当地労委は 審査再開を決定 48.2.5	当地労委の関与和解 48.4.2
_	=	_	_		再審査取下げ 42.9.2
_	_	_	_		和解(初審命令履行) 42.7.25
_	_	_	_		
_	=	=	_		和解 45.10.24
_	_	_	_		東京地裁 訴訟上の和解 47. 1.27
_	ı	_	ı		中労委の関与和解 46.7.20
_	_	_	_		
_	_	_	_		中労委の関与和解 47.3.3
_	_	_	_		中労委の関与和解 47.6.24
_	_	_	_		中労委の関与和解 49.3.6
_	-	_	_		
		_			再審査取下げ 51. 5.21
_	_	_	_		中労委の関与和解 55. 2. 5
					55. 2. 5

		県 労	李 (平	成16年まで地		中	労 委		
番号	年	初 事件番号	申立て	命令(交付)	審 内容等	再 申立て	審 <u>査</u> 命令	地 提訴	裁 判決
26	54	50 - 1	50. 2. 8	54. 2. 8	一部救済	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	— H11 11	— 1/E M.I.	<u> </u>
27	"	51 - 6	51. 8.27	54. 2. 8	一部救済	_	_	_	_
28	"	53 - 3	54. 2.20	54. 9. 3	全部救済	使 54. 9.17 取下55. 2. 5	_	静岡地裁 使 54.10.2	_
29	11	53 - 7	53. 6.27	54.10.25	一部救済	使 54.11.6	_	_	_
30	"	50 - 2	50. 2.24	54.12.24	一部救済	使 54.12.26 労 55. 1. 8	一部救済 62. 6. 3	静岡地裁 使 62. 7. 1 労 62. 9. 1	_
31	55	54 - 6	54. 5.21	55. 9. 8	全部救済	使 55. 9. 9	_	_	_
32	56	54 - 5 併	54. 5.21	50.11.5	مادد . ابط وروان	H= F0 11 10	棄却	東京地裁	
33	"	54 - 9 合	54. 8.31	56.11. 5	一部救済	使 56.11.13	60. 7. 9	使 60. 8.13	_
34	"	54 - 2	54. 1.13	56.11. 5	一部救済	_	_	_	_
35	58	56 - 16	56.12. 9	58. 2. 9	全部救済	_	_	_	_
36	59	53 - 6	53. 6.15	59. 3.30	一部救済	使 59. 4.13	_	_	
37]]	56 - 15	56.11.25	59. 3.30	全部救済	_	_	_	_
38	11	57 - 4	57. 5.12	59. 3.30	一部救済	_	_	_	_
39	60	58 - 4	58. 8. 8	60. 2. 20		使 60. 4.11 労 60. 4.13	一部救済 61. 6.18	東京地裁 使 61. 8. 4	棄却 2. 5.17
40	"	58 - 5	58. 8.11	60. 3.30	一部救済	審査の再開 7. 3.31	一部変更 8. 7.17	東京地裁 使 8. 8.19	一部取消 11. 2.18
41	"	55 - 8	55. 7.22	60. 8.28	棄却	労 60. 9. 6	_	_	_
42	"	58 - 3 - 1	58. 7.29	60.12. 5	一部救済	使 60.12.18	棄却 62. 6.17	東京地裁 使 62. 7.31	棄却 2. 5.30
43	62	54 - 13 併	54.12.26	62. 6.15	棄却	_	_	_	_
44	"	55 - 1 合	55. 2.18	02. 0.10	一部救済	使 62. 6.29	_	_	_
45	63	58 - 3 - 2	58. 7.29	63. 2.29	全部救済	使 63. 3.10	_	_	_
46	"	60 - 1	60. 2.23	63. 9.29	一部救済	使 63.10.6	棄却 (一部変更) 8.9.4	東京地裁 使 8.10.8	一部取消 12. 2.23
47	11	60 - 8	60. 8.21	63.10.13	全部救済	使 63.10.27 (取下げ 63.11.29)	_	_	_
48	元	60 - 9	60.10. 7	元. 4.25	全部救済	_	_	静岡地裁 使 元. 5.23	_
49	"	60 - 2 併	60. 3.12	元. 9.18	一部救済	使 元.10.2	棄却	東京地裁	一部取消
50	"	62 - 3 合	62. 4. 4	Д. 9.10	마까(月	灭 元.10. 2	9. 2. 5	使 9. 3.17	12. 2.23

行 政	訴 訟				
高	裁	最	高 裁	緊 急 命 令 等	備考
控訴	判決	上告	判決	命令等	畑 与
1左孙	刊伏	上百	刊仸		
_	_	_	_		履行
_	_	_	_		履行
					当事者の和解により
_	_	_	_		訴訟取下げ
					55.12. 1
	_	_	_		中労委の関与和解
					56. 3.23
				緊急命令申立て	当事者の和解により
_	_	_	_	系	訴訟取下げ
				02. 0.20	元. 8.17
	_	_	_		中労委の関与和解
					57. 2.13
					业 市 老 の チャ ムスフ ノァ ト ハ
					当事者の和解により
		_	_		訴訟取下げ 63. 2. 9
					03. 4. 9
_	_	_	_		履 行
_	_	_	_		履行
					 中労委の関与和解
_	_	_	_		中力安//禹子和胜 60. 2.28
					00. 2.28
_	_	_	_		履行
_	_	_	_		履行
					/152 114
中古地井	壶 土π		棄却	緊急命令申立て	
東京地裁 使 2.5.29	棄却	使 3. 2.14	(一部取消)	61.10.21	
使 2. 3.29	3. 1.30		7. 2.23	緊急命令認容	訴訟上の和解により
				61.12. 4	訴訟取下げ
東京高裁	取下げ			緊急命令	11.11.29
中 11.3.4	11.11.29		_	一部履行	
				62. 5.21	
	_	_	_		中労委の無関与和解
					4. 8. 6
					58-3-2と分離
東京地裁	棄却	康 010			原告と訴訟参加人の
使 2.6.12	2.12.26	使 3.1.8	_		和解により訴訟取下げ
					3. 5.21
					中労委の無関与和解
	_				元. 8.22
	_		_		中労委の無関与和解
					3. 5.20
東京高裁					
労•使	棄却 13.4.9	_	_		判決確定 13.4.24
12.3. 7	13.4.9				
					当事者の自主和解による取
	_	_	_		下げ
					63.11.29
					原告と訴訟参加人の
_	_	_	_		和解による訴訟取下げ
					4. 2.19
					1. 2.10
東京高裁	一部取消				Mat Nils and a miles
労•使	13.4.9	_	_		判決確定 13.4.24
12.3. 7					
		i .			

		県 労	委 (平	成16年まで地		中	労 委		Lb
番号	年	事件番号	申立て	命令(交付)	審 内容等	再 申立て	審 査 命令	地 提訴	裁 判決
51	"	62-1	62. 3.31	元.12.27	一部救済	使 2.1.10	乗却 (一部変更) 8.5.8	東京地裁 使 8. 6.27	取消 10. 5.28
52	2	62 - 2	62. 3.31	2. 8.22	一部救済	使 2.9.5	_	_	_
53	"	62 - 6	62.10.20	2.10.22	一部救済	使 2.11.5	_	_	_
54	4	3 - 1	3. 4.23	4. 3.18	一部救済	_	_	_	_
55	5	63 - 9	63.12.23	5.10.20	一部救済	使 5.11.2	1		_
56	7	3 - 4	3.12. 5	7. 3.28	一部救済	使 7.4.11	一部救済命令 12.8.4	東京地裁 使 12.9.1	_
57	"	5 - 1	5. 5.31	7. 8.30	一部救済	_	_	_	_
58	9	8 - 2	8. 2.21	9. 1.21	全部救済	-	ı	静岡地裁 使 9. 2.20	棄却 9. 9.26
59	"	8 - 6	8. 5.15	9. 4.24	一部救済	_	_	_	_
60	"	6 - 5 - 1	6.10.24	9. 5.22	一部救済	使 9.6.5	_	_	_
61	10	8 - 5	8. 4.26	10.10.13	一部救済	使 10.10.28	棄却 13.7.9	_	_
62	11	4 - 1	4. 7. 3	11. 3. 9	棄却	労 11. 3.19	_	_	_
63	"	6 - 5 - 2	6.10.24				_	_	_
64	"	8-3合	8. 3.29	11. 4.28	一部救済	使 11. 5.12	_	_	_
65	"	9 - 2	9. 4. 3				_	_	_
66	"	9 - 1	9. 3.26	11.11.19	一部救済	_	_	_	_
67	15	8 - 8	8. 5.29	15. 3.31	棄却	労 15. 4.14	_	_	_
68	16	12 - 2	12.10.30	16. 3.15	棄却	_	_	_	_
69	"	14-2併	14. 9.17	16. 4.16	一部救済	使 16. 4.28	一部救済命令 (一部変更)	東京地裁	却下
70	"	15 - 1 合	15. 5. 2		31 0 801	労 16. 4.30	19. 9. 1	使19. 9.27	20.6.19
71	"	13 - 1	13. 3.30	16. 8.24	棄却	労 16. 9.6	_	_	_
72	17	14 - 5	14.11.13	17. 4.28	一部救済	使 17. 5.12	一部変更(救済 命令取消し) 18.12.25	東京地裁 労 19. 6.15	_
73	20	19 - 5	19. 10. 30	20. 5. 29	棄却	_	_	_	_
74	20	19 - 4	19. 7. 27	20. 12. 18	一部救済	使20.1.5	棄却 21. 11. 13	_	_

行 政	訴 訟			緊 急	
市	裁	最 上告	高 裁 判決	命令等	備考
控訴	判決				
東京高裁中10.6.11	棄却 12.11.8	中労委 12.11.21	棄却 15.12.12		
_	_	_	1		中労委の関与和解 14.3.8
_	_	_	ı		中労委の関与和解 14.3.8
_	_	_	_		命令確定 4.4.18 履行 4.8.3
_	_	_	_		中労委の関与和解 14.3.8
_	_	_	_		和解により取下 13.10.1
_	_	_	_		命令確定 7.9.30 履 行
_	_	_	-		判決確定 9.10.16 命令不履行により 東京地方検察庁へ通知 9.12.10 和解 10.11.6
_	_	_	_		命令確定 9.5.29 命令不履行により 東京地方裁判所へ通知 9.11.28 和解 10.11.6
_	_	_	_		和解により取下 14.6.21
_	_	_	_		命令確定 13.8.9
_	_	_	_		中労委の関与和解 12. 3.13
_	_	_	_		
_	_	_	_		和解により取下 14.6.21
_	_	_	_		
_	_	_	_		命令確定 11.12.19
_	_	_	_		中労委の勧告和解 (和解の認定) 20.3.27
_	_	_	_		命令確定 16.6.15
東京高裁中労委 20.7.3	取消、差戻 し 20.11.12	使20.11.25	上告受理の申立 て不受理決定 22.10.19		上告を取下げ 21.1.19 和解 23.6.14
_	_	_	_		中労委の勧告和解 (和解の認定) 17.12.8
_	_	_	_		和解により取下19.11.11
_	_	_	_		命令確定20.11.29
_	_	_	_		命令確定21. 12. 13

			労	委 (平	成16年まで地	労委)	中	データ 審 査		
番号	年	初		th door	A A (-1-11)	審	再	審査	地	裁
		事件番号		申立て	命令(交付)	内容等	申立て	命令	提訴	判決
75	21	20 - 6		20. 9. 1	21. 10. 28	棄却	労21. 11. 4	_	_	_
76	22	20 - 2		20. 7.16	22. 1.28	却下•棄却	労22. 2.10	_	_	_
77	"	21 - 6		21. 3.30	22. 2.16	一部救済	労22. 2.25	l	_	-
78	11	20 - 3		20. 7.28	22. 3.25	棄却	労22. 3.30	1		_
79	23	21 - 11		21. 9. 1	23. 2.10	棄却	労23.2.18 使23.2.24	-	_	_
80	"	21 - 9		21. 8.25	23. 3.24	一部救済		-	_	_
81	24	23 - 1		23. 6.24	24. 7.12	一部救済	使24. 7.26			_
82	24	24 - 1		24. 2. 9	24.10.25	一部救済	使24.11.7			_
83	25	25 - 1		25. 6.11	26. 9. 9	一部救済	1		静岡地裁 使 26.10.8	取消 28. 1.28
84	26	26 – 2		26. 2.17	27. 2.12	棄却	1	1		_
85 86	27 27		并一	27. 3.16	28. 4.21	一部救済	_	_	_	_
80	21	21 - 4	7	21. 1. 6						
87	27	27 - 2		27. 4.22	28.10.20	一部救済	労28.11. 2	_	_	_
88	28	28 - 2		28. 9.29	29. 9.21	棄却	-		_	_
89	28	28 - 3		28.10.24	29.11. 9	一部救済	労29.11.20	_	_	_
90	29	29 - 1		29. 1.23	30. 2. 8	一部救済	使30. 2.23	_	_	_
91	3	元- 1		元.11.8	3. 3.25	一部救済	_	_	_	_
92	3	2 - 1		2. 6. 1	3.12. 8	却下·棄却	労 3.12.16	_	_	_

行 政	訴 訟			E	
高	裁	最	高 裁	緊 急 命 令 等	備考
控訴	判決	上告	判決	命 令 寺	
_	_	_	_		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.6.18
_	_	_	_		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.8.12
_	-	_	_		再審査申立取下げ 22.8.11 命令確定 22.3.18 命令不履行により 岐阜地方裁判所へ通知 22.11.29
_	-	_	_		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.10.8
_	-	_	-		再審査申立取下げ(使) 23.5.27 中労委の勧告和解 (和解の認定)24.6.14
_	ı	_	_		和解 23.6.14 命令確定 23.9.26 履 行
_	-	_	_		中労委の勧告和解 (和解の認定) 24.11.26
_	1	_	_		中労委の勧告和解 (和解の認定) 25.5.29
東京高裁28.2.9	取消 29.3.9	使29.3.23	上告受理の申立 て不受理決定 29.9.12		判決確定 29.9.12 履 行
_	1	_			命令確定 27.8.12
	-	_			命令確定 28.10.21 履 行
_	_	_	_		中労委の勧告和解 (和解の認定)29.8.10
_	_	_	_		命令確定 30.3.21
_	_	_	_		再審査申立取下げ(労) 30.7.9 命令確定 30.5.9 履 行
_	_	_	_		中労委の関与和解 30.12.18
_	_	_	_		命令確定 3.9.25 履行
_	_	_	_		

6 調整事件処理状況一覧表

	年別	S21~	31~	41~		S61∼		18~	28	29	30	R1	R2	R3	計
区	分 I	30	40	50	60	Н7	17	27							
	解決		(1)					(1)			(2)		_		(4)
		96	135	77	54	44	33	51	(1)	2	2	1	5	2	502
	打切	18	14	28	50	25	27	(1) 44	(1)	3	3	3	5	2	(2) 225
あ		10	11	20	(1)	20		11			<u> </u>				(1)
<i>る</i>)	取下	23	18	58	16	7	15	4	0	2	0	0	1	1	145
せん	規則65条2項 (不開始)	0	0	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7
	翌年へ繰越	1	0	1	0		2	1	0	2	0	0	0	0	
	A =1		(1)		(1)			(2)	(1)		(2)				(7)
	合 計	138		169		76	78		3	9	5	4	11	5	
	解決	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
	不調又は打切	4	0	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	11
調	取下	0		0	0		0	1	0	0	0	0	0	0	
停	移管	0		0	0			1	0	0	0	0	0		
	翌年へ繰越	0		0	0			0	0	0	0	0	0		
	合 計	26	1	5	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	37
仲	取下	0		(1) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)
	翌年へ繰越	0		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
裁	合 計	0		(1) 0	0		0	0	0	0	0	0	0		
	総計	164	(1)	(1)	(1)	78		(2)	(1)		5	4	11	5	

注: ()内は、前年からの繰越し件数を別掲したものである。

7 調整事件要求事項別申請件数一覧表

			7 11		7		ם דדי ני		<i>></i>		. X				
(項目	年別	S21~ 30	31~ 40	41~ 50	51~ 60	S61∼ H7	H8∼ 17	18~ 27	28	29	30	R1	R2	R3	合計
	賃金増額	58	57	61	26	17	5	2	0	1	0	0	0	0	227
	賃金減額反対	3	1	0	0	0	2	3	0	0	0	1	0	0	10
	賃金定期払	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
Æ	賃金体系改定	1	6	2	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	18
賃金等	特別給与金改定	9	31	39	24	7	7	1	0	0	0	0	0	0	118
4	その他の賃金要求	0	5	1	1	3	6	10	0	0	0	0	2	0	28
	退職金に関する要求	26	8	2	2	2	5	2	1	1	0	0	1	0	50
	解雇予告手当	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	7
	(小清十)	107	109	105	57	32	29	21	1	2	0	1	3	0	467
44	労働時間の変更	0	1	2	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	8
労 働 以	休日・休暇に関する要求	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
労働条件の	その他の労働条件	0	2	3	3	6	2	1	0	0	0	1	0	0	18
	(小計)	0	3	5	5	8	3	2	0	0	0	1	0	0	27
団 交	団交開催・促進	2	14	53	48	25	24	37	2	4	1	2	4	2	218
促進	(小計)	2	14	53	48	25	24	37	2	4	1	2	4	2	218
	事業の休廃止又は操業	11	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
経営	人員整理	7	1	0	1	0	3	2	0	0	0	0	0	0	14
・人	不当解雇	18	20	2	1	3	4	24	0	2	2	0	2	2	80
事	その他の経営人事	1	2	4	4	3	4	5	0	1	2	0	1	1	28
	(小計)	37	26	7	8	6	11	31	0	3	4	0	3	3	139
	協約締結又は全面改訂	9	3	0	0	3	4	1	0	0	0	0	0	0	20
	協約の効力	7	3	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	14
その	福利厚生施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合承認又は組合活動	0	6	1	1	1	2	5	0	0	0	0	0	0	16
	その他の事項	2	5	3	1	2	4	5	0	0	0	0	1	0	23
	(八計)	18	17	4	3	7	11	12	0	0	0	0	1	0	73
	合 計	164	169	174	121	78	78	103	3	9	5	4	11	5	924

8 調整事件産業別申請件数一覧表

			ı	ı				ı			1		ı		
	年 別	S21~	31~	41~	51~	S61∼	H8∼	18~	00	00	20	D1	DO	D0	∧ ⇒1.
産業別		30	40	50	60	Н7	17	27	28	29	30	R1	R2	R3	合計
A 農	業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
B 漁	 業	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
C 鉱	業	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
D 建	設 業	1	3	3	1	0	3	5	ō	ō	0	0	0	0	16
	9 食 料 品	2	1	5	5	4	2	1	0	1	1	3	1	1	27
	10 飲料・たばこ製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	11 繊 維 工 業	8	14	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	26
	12 木 材 · 木 製 品	14	5	4	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	27
	13 家 具 ・ 装 備 品	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	14 パルプ・紙・紙加工品	10	8	3	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	28
	15 印刷 · 同関連産業	6	18	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	26
	16 化 学 工 業	11	0	10	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	28
	17 石油製品、石炭製品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	18 プラスチック製品	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
Е	19 ゴ ム 製 品	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
製造業	20 なめし革、同製品、毛皮	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	21 窯業・土石製品 22 鉄鋼	5	2	8	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	21
		0 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 5
	23 非 鉄 金 属 24 金 属 製 品	3	2	2	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	5 15
	25~27 汎用・生産用・業務用機械器具	8	10	17	10	7	4	4	0	0	0	0	0	0	60
	28 電子部品・デバイス	0	0	4	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	7
	29 電 気 機 械 器 具	5	1	8	7	_	2	2	0	0	0	0	0	0	25
	30 情報通信機械器具	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	31 輸送用機械器具	12	19	9	10	1	0	3	0	0	0	0	0	0	54
	32 その他の製造業	11	12	12	2	1	1	4	0	0	0	0	0	0	43
	(小計)	111	92	85	53	20	19	19	0	1	1	3	3	1	408
F 電気・		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ガス・水		0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
道業	(小計)	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
G 情		19	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	23
	42 鉄 道 業	11	6	10	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	19
	43 道路旅客運送業	2	20	12	7	5	20	4 12	0	0	1	0	0	0	53
H 運輸業	44 道 路 貨 物 運 送 業 47 倉 庫 業	0	0	14	7	8	0	12	0	0	0	0	0	0	86 2
上 1111 不	48 運輸に付帯するサービス業	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	(小計)	14	46	28	14	15	22	18	0	2	1	0	1	1	162
I 卸	売 ・ 小 売 業	2	9	14	9	1	7	6	0	1	0	0	2	0	51
	融·保険業	0	2	9	3	10	4	0	0	0	0	0	1	0	29
	動産業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
L 学術	研究・専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
M 宿		0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	1	0	7
	舌関連サービス・娯楽業	3	0	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9
O 教		1	1	12	9	3	6	7	0	1	2	0	0	0	42
P 医療	83 医 療 業	3	5	3	3	4	2	1	0	1	0	1	1	0	24
福祉	85 社会保険・社会福祉・介護	0	0	0	0	1	3	8	0	1	0	0	0	2	15
	(小計)	3	5	3	3	5	5	9	0	2	0	1	1	2	39
Q 復合	サービス事業(郵便局、協同組合等)	0	0	6	7	11	1	4	0	0	0	0	0	0	29
	88 廃 棄 物 処 理 業 90 機 械 等 修 理 業	0	2	2	7	3	1	1	0	0	0	0	0	0	16
R サー	* L	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	20
ビス事業(他に分	91~92 労働者派遣・その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体	0	0	0	0	0	3	20	0	1	0	0	0	0	29
類されな	94 宗 教	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
いもの)	95 その他のサービス業	4	5	9	5	3	2	2	0	0	0	0	0	0	30
	(小計)	4	7	11	12	9	6	23	2	2	1	0	2	1	80
S 公		0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	4
	他(分類不能の産業)	0	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6
	合 計	164	169	174	121	78	78	103	3	9	5	4	11	5	924
	•				^										

9 調整事件年次別終結所要日数一覧表

年別所要日数	S21~ 30	31~ 40	41~ 50	51~ 60	S61∼ H7	H8∼ 17	18~ 27	28	29	30	R1	R2	R3	合計
5日以内	28	31	38	16	6	3	1	0	0	0	0	1	0	124
6~10日	15	43	26	18	11	7	4	0	1	0	1	0	0	126
11~15日	12	22	30	14	9	10	5	0	0	0	1	0	0	103
16日~1月 (16~30日)	36	38	33	28	20	17	25	1	1	3	1	0	0	203
1月超 ~2月以内 (31~60日)	30	21	23	23	13	18	42	2	3	2	0	5	3	185
2月超 ~3月以内 (61~90日)	7	9	13	6	6	10	19	0	2	1	1	2	2	78
3月超 ~6月以内 (91~180日)	28	2	9	8	12	10	7	1	0	1	0	3	0	81
6月超 (181日~)	8	3	2	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	23
合計	164	169	174	121	78	76	103	4	7	7	4	11	5	923

注1 繰越事件は終結年に計上。

注2 平成25年の移管1件は本表集計から除く。

注3 所要日数とは、調整員指名から終結までの日数を示す。

10 労働争議実情調査件数一覧表

	年 別	S26∼	31~	41~	51~	S61∼	H8∼	18~	28	29	30	R1	R2	R3	合計
項	1	30	40	50	60	H7	17	27	20	23	50	IVI	1\2	1(3	ПП
1	牛 数	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	72	4,251
ń	組合員数	10,629	234,790	360,626	239,682	166,908	177,288	125,294	17,142	15,021	12,304	8,257	10,162	8,740	
	陸運 (旅客)	12	156	197	132	138	102	101	11	8	10	8	9	10	894
事	陸運 (貨物)	2	105	285	178	122	226	162	16	17	13	12	9	12	1,159
業の	水船 (渡船)	0	11	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
種類	医 療	0	46	130	227	307	399	323	40	47	29	20	24	33	1,625
	その他	39	45	48	121	42	85	90	15	14	12	10	9	17	547
	計	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	72	4,251
	賃上げ	9	152	250	246	229	381	304	53	42	35	36	42	52	1,831
	年間臨給	0	40	59	4	7	0	0	0	6	5	0	0	0	121
交	夏季一時金	5	42	94	118	80	88	106	7	9	2	4	2	2	559
渉	年末一時金	8	44	141	150	129	217	182	22	26	17	9	6	11	962
事	労働協約	1	34	52	53	24	7	0	0	0	0	0	0	0	171
項	解雇撤回	10	17	3	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	34
	その他	20	34	69	93	138	118	84	0	3	5	1	1	7	573
	計	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	72	4,251
争議行	有	不明	136	281	99	112	47	32	6	4	6	6	1	3	733
行為 (無	不明	227	387	566	497	765	644	76	82	58	44	50	69	3,465
注	計	0	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	72	4,198
	予告による	0	286	645	665	609	809	676	82	86	64	50	51	72	4,095
調	労政からの 相談	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
查動	労使からの 相談	51	57	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	111
機	その他	1	5	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
	計	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	72	4,251
調査	解 決	18	298	529	563	472	431	351	23	32	32	24	19	28	2,820
結果	移 行	30	37	53	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	127
又は	打 切	5	18	78	52	62	237	252	26	39	21	11	9	39	849
査結果又は終結事項	繰 越	0	10	8	45	73	144	73	33	15	11	15	23	5	455
事項	計	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	72	4,251

注「争議行為」欄については、昭和26年から30年までは資料がないため件数不明である。

11 個別的労使紛争のあっせん事件処理状況一覧表

年別 処理 状況	H13 ∼19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	合計
解決		(1)	(2)							(1)				(1)		(5)
	56	8	9	5	3	6	5	8	8	7	6	5	2	2	7	137
打切			(2)											(1)		(3)
	45	11	7	5	3	4	4	8	4	6	6	10	11	3	8	135
取下	15	2	3	0	0	0	0	1	0	1	4	1	0	0	2	29
不開始	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4
翌年へ 繰越	1	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	6	4	18
計		(1)	(4)							(1)				(2)		
	117	25	19	10	7	11	10	17	13	14	17	16	15	11	21	323

注1 各年の() 内は、前年からの繰越し件数を別掲したものである。

注2 打切りはあっせんを行ったもののほか不応諾によるものを含む。

12 個別的労使紛争のあっせん事件紛争内容別申請件数一覧表

	年別	H13 ∼	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	合計
紛争	内容	19					-1								1	110	Д Р1
	解雇	28	8	8	6	1	2	2	8	6	6	1	3	5	5	8	97
	配置転換・出向・転籍	7	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	13
経営	復職	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
召又	懲戒処分	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	4
は	退職	3	0	1	1	1	4	4	2	0	0	0	0	1	1	4	22
人事	勤務延長・再雇用	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	その他経営又は人事	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	0	0	2	10
	小計	43	8	15	7	3	6	7	11	8	8	4	6	7	6	14	153
	賃金未払い	3	2	1	0	0	1	0	1	0	2	1	0	0	1	1	13
	賃金増額	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	賃金減額	3	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	8
	一時金	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
賃	退職一時金	44	4	2	1	2	3	0	1	0	0	7	1	1	1	0	67
金	解雇手当	13	7	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	24
等	休業手当	1	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	0	6
	諸手当	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	その他賃金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	0	6
	年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	69	14	4	2	3	5	1	4	4	3	10	4	3	4	1	131
	労働契約	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3
	労働時間	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	休日・休暇	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	年次有給休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労	育児休業・介護休暇	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
働 条	時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
件等	安全·衛生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
等	福利厚生制度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社会保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働保険		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の労働条件等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	2	2	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1	0	0	1	10
職場の	セクシャルハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人間	嫌がらせ	0	0	0	1	0	0	2	1	1	2	0	5	5	1	5	23
関係	小計	0	0	0	1	0	0	2	1	1	2	0	5	5	1	5	23
その他		3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	6
	合 計	117	25	19	10	7	11	10	17	13	14	17	16	15	11	21	323

13 個別的労使紛争のあっせん事件産業別申請件数一覧表

		3 個別的男使紛争ので		<u> </u>	リ手	<u> </u>	<u> </u>	天/	<u>יי ניי</u>	<u> </u>	工	<u>双</u>		<u> 1</u> 2	<u> </u>			
産業別		年別	H13∼ 19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	合計
A 農業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
D 建設業			8	0	0	1	1	0	2	0	0	2	1	0	0	0	1	16
E 製造業	9	食料品	6	2	0	0	1	3	1	0	1	0	2	2	0	2	1	21
	10	飲料・たばこ・飼料	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	15	印刷・同関連業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
	16	化学工業	0	<u> </u>	<u> </u>	_	_	<u> </u>	-		0		1	0	0	-	0	2
	18	プラスチック製品	1	0	<u> </u>					_	0		0	0	0	0	1	
	19	ゴム製品	1	0	H	_		_	Ě	_	0		0	0	0	_	1	1
			1	Ť	<u> </u>			_	_	_	_	_	·	_		·	0	<u> </u>
	23	非鉄金属	3	_	0		Ů	-	-	_	0		0	0	0		0	4
	24	金属製品	2	0		_	·		_	_	0		0	0	0	·	0	- '2
		汎用・生産用・業務用機械器具	1	1	0		0	0	0	2	2	-	0	1	0	0	0	8
	28	電子部品・デバイス	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
	29	電気機械器具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0]
	31	輸送用機械器具	3	3	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	11
	32	その他の製造業	4	0	2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	1	12
		(小計)	25	8	5	1	1	5	2	5	4	1	5	4	2	3	4	75
F 電気・ガ	33	電気業	0	-			0	0	0	0	0	0	1	0	0		0	1
ス・水道		ガス業	3	_	0					_		_	0	0	0		0	4
業	36	<u> </u>	0	_	-	_	_			_		-	0	0	1	0	0	1
	50	(小計)		<u> </u>	 		·	Ě					1	0			_	
a 桂却语后	0.0		3	_	-		_	_	_	_		_		_	_		Û	_
G 情報通信 業		情報サービス業	0	<u> </u>	-	_	0	-	_		1	0	0	0	0	Ů	0	5
*	40	インターネット付随サービス業	0	-	Ľ		-	0	_	_	0		0	0	0		0	1
	41	映像・音声・文字情報製作業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0]
		(小計)	0	4	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7
H 運輸業	42	鉄道業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0]
	43-1	道路旅客運送業(バス専業)	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	43-2	道路旅客運送業(タクシー業)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	44	道路貨物運送業	3	_	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	8
	45	水運業	1	0	<u> </u>	_			0	_	0	_	0	0	0	0	0	
	47	倉庫業	0	Ŭ	0		_	-	Ě	Ť	0		0	0	0	Ť	0	
	_	垣	1	1	 		_	_	_	_				0	0		0	
	48			0	-				_	-	0		0				_	
- km 1 -	→ 2II.	(小計)	13	-			_		_	-			0		0	_		
I 卸売,小売			12	-	1												3	
J 金融,保			0	-														
K 不動産業			2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
L 学術研 究・専門	72	専門サービス業(他に分類されないもの)	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	6
技術サー	73	広告業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ビス業		(小計)	2	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	8
M 宿泊・飲	75	宿泊業	2	0	1	1	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1	Ć
きサービ ス業	76	飲食店	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	7
八米	77	持ち帰り・配達飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	:
		(小計)	4	1	1	1	0	0	2	1	2	1	1	1	1	1	2	19
N 生活関連	78	洗濯・理美容・浴場業	0	1	H	-					0		0	0	0		1	4
サービ	79	その他の生活関連サービス業	1	0	<u> </u>	_	Ť	Ů	Ě	Ť	0		0	0	0	-	1	-
ス・娯楽業				<u> </u>	-		_			_							1	-
未	80	· 娯楽業	1	-	+	_	-			_	0	0	0	0	1	0	1	
_ #/ - * * * * * * * * * * * * * * * * * *		(小計)	2		<u> </u>								0		1	0	3	
O 教育·学習			2		1	_					0	_	1	0	1	0	0	
P 医療•福		医療業	12		-	_	_		1	0	1	2	2	0	4	2	3	3
祉	85	社会保険・社会福祉・介護事業	5	1	0	0	2	0	0	3	1	2	3	3	0	2	1	23
		(小計)	17	1	0	1	4	1	1	3	2	4	5	3	4	4	4	54
Q 複合サー	86	郵便局	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ビス事業	87	協同組合等、他に分類されないもの	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(小計)	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	;
R ,, ,,,,	88	廃棄物処理業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	
サービス	0.0	機械等修理業	0	-	0	-		_	_	_	0	0	0	0	0	0	0	
事業(他に 分類された	_	2 労働者派遣・その他の事業サービス業	24	<u> </u>	<u> </u>			_	-	0	2	1	1	4	2		2	5
カ頬されないもの)			+	!	<u> </u>			_	-				_					- O
	93	政治・経済・文化団体	2	•				H	Ė	Ť	0		0	2	0	Ů	0	<u> </u>
	WT	(小計)	26	_	-						2	1	2	6	2	2	2	
T その他(分			0			0	_	_	<u> </u>	_			0	0	0		0	
	合	計	117	25	19	10	7	11	10	17	13	14	17	16	15	11	21	323

14 個別的労使紛争のあっせん事件年次別終結処理日数一覧表

年別処理日数	H13 ∼19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	合計
5日以内	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	8
6~10日	11	0	2	1	3	2	2	2	0	1	0	1	0	0	0	25
11~15日	20	2	1	1	0	1	1	1	4	1	4	0	1	0	0	37
16日~1月(16~30日)	47	6	5	1	3	5	2	5	4	3	5	8	1	2	5	102
1月超 ~2月以内 (31~60日)	30	10	10	6	1	3	4	8	4	8	4	3	8	3	2	104
2月超 ~3月以内 (61~90日)	0	4	3	1	0	0	0	1	0	2	1	3	3	2	6	26
3月超 ~6月以内 (91~180日)	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	4	11
6月超 (181日~)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	116	22	23	10	7	11	10	17	12	15	17	16	13	7	17	313

注1 繰越事件は終結した年に計上。

注2 処理日数とは、申請から終結までの日数を示す。

15 静岡県労働委員会の沿革と権限

(1)沿 革

時期	内容
昭和 20 年 12 月~	昭和 20 年 12 月に制定された労働組合法(昭和 24 年の全文改正前
昭和 21 年 3 月	のいわゆる「旧法」)により労働委員会制度が設けられ、翌21年3
	月1日同法施行と同時に、国に中央労働委員会、各都道府県に地方
	労働委員会が設置された。
	旧法の下における労働委員会の職務は、労働組合の資格に関する
	決議、組合解散についての裁判所への申立て、不当労働行為の処罰
	請求、団体交渉のあっせん、労働争議の調停及び仲裁などであっ
	た。また、委員の任期は1年であった。
昭和 21 年 3 月~	【静岡県地方労働委員会の発足】労組法施行日の昭和 21 年 3 月 1 日
4 月	に労働者委員と使用者委員の各5人が、同年3月31日に第三者委員
	5人がそれぞれ委嘱され、同年4月6日に第1回総会が開催され
	た。
昭和 21 年 10 月	9月に公布された労働関係調整法が施行され、労働争議の調整に
	あっせんが加わるとともに、あっせん、調停、仲裁等の諸手続規定
	が明確になって、労働委員会の行う調整機能が具体化された。
昭和 23 年 7 月	マッカーサー書簡に基づく政令第 201 号が公布され、公務員に関
	する争議の調整は労働委員会の職務から除外された。
昭和 24 年 6 月	労働組合法が全面的に改正され、第三者委員は「公益委員」と改
	称された(なお改正労働組合法を、旧法と区別して「新法」とい
	j) 。
	また、職務については労働組合が届出主義から自由設立主義にな
	ったことに伴い、組合の資格認否に関する決議、解散についての裁
	判所への申立てなどが消滅した。
	不当労働行為救済制度は処罰請求主義から原状回復主義に改めら
	れ、処分についても三者構成から公益委員のみが参与するよう変更
	され、労使委員は決定に先立つ審問に参与できるだけとなった。
昭和 24 年 8 月	中央労働委員会は、改正労働組合法に基づいて中央労働委員会規
	則を制定した。
昭和 27 年 7 月	労働組合法及び労働関係調整法の改正により、調整事件における
	組合の資格審査が廃止された。また、公益事業における争議行為に
HI for on the con-	予告制度が採用された。
昭和 27 年 10 月	上記と同時に制定された地方公営企業労働関係法が施行され、地
	方公営企業の職員及び現業関係の地方公務員には原則として労働組
	合法及び労働関係調整法が適用されることとなった。

昭和 37 年 10 月	行政事件訴訟法及び行政不服審査法の施行に伴って、労働組合法		
	の訴訟に関する規定が改正された。		
昭和 37 年 11 月	上記に関連して、中央労働委員会は、中央労働委員会規則の改正		
	を行い、呼称も「労働委員会規則」と改められた。		
昭和 40 年 5 月	ILO87 号条約の批准に伴い地方公営企業労働関係法が一部改正		
	され、同法第5条第2項(非組合員の範囲の認定、告示)の事務が		
	労働委員会の職務に加わった。		
昭和 41 年 4 月	31年4月 労働組合法が改正され、労働委員会の委員の任期が従来の1年だ		
	ら2年に延長された。		
昭和60年4月、	昭和 60 年 4 月、日本電信電話公社と日本専売公社は、民営化によ		
昭和 62 年 4 月	り公共企業体等労働関係法の公共企業体等から除外され、これら旧		
	2公社は労働組合法の適用を受け、労働委員会の管轄となった。		
	また昭和62年4月に日本国有鉄道は、民営化により公共企業体等		
	労働関係法の公共企業体等から除外され、労働組合法の適用を受		
	け、労働委員会の管轄となった。		
	なお、旧3公社が民営化された結果、公共企業体等労働関係法が		
	一部改正され、公共企業体等労働委員会は昭和62年4月1日から国		
	営企業労働委員会となった。		
昭和63年10月 郵政、林野、印刷、造幣の国営四現業の労使紛争を扱っ			
	営企業労働委員会が中央労働委員会に吸収統合された。なお、この		
	改正と同時に労働組合法 19 条も改められ、地方労働委員会の設置規		
	定が労働組合法 19条の 12 として独立に設けられた。		
平成 12 年 4 月	地方分権一括法の施行に伴い、国の機関委任事務制度が廃止さ		
	れ、地方労働委員会事務は自治事務に改められた。		
平成 13 年 5 月	5月1日から、地方自治法180条の2に基づき、知事から「個別		
	的労使紛争のあっせんに関する事務」の委任を受け、県中小企業労		
	働相談所等と連携のうえ個々の労働者と使用者との間で起きた個別		
	的労使紛争のあっせんを新たに行うこととした。		
平成 16 年 11 月	11月10日、労働組合法の一部が改正され、不当労働行為審査制		
	度について、審査の迅速化及び的確化を図る必要性があることか		
	ら、審査手続及び審査体制を整備した。また、地方労働委員会の名		
	称が、都道府県労働委員会に変更された。この改正法の施行日は、		
	平成 17 年 1 月 1 日とされた。		
平成 20 年 10 月	10月1日、船員の労使紛争を扱ってきた船員労働委員会が廃止さ		
	れ、船員の集団的労使紛争処理に係る事務が中央労働委員会及び都		
	道府県労働委員会に移管された。		

(2)権限

労働委員会は、労働組合法によって設けられた、労使紛争を解決するための行政委員会である。その権限は、大別すれば、不当労働行為の審査・判定を行う機能ないし権限(準司法的機能)と、労働争議のあっせん・調停・仲裁を行う機能ないし権限(調整機能)及びその他の権限である。

	職務権限	根拠法
1	労働組合の資格審査を行うこと	労組法 5・11 条、
		地公労法4条
2	不当労働行為の審査を行うこと	労組法 27 条
3	労働協約の地域的拡張適用の決議を行うこと	労組法 18 条
4	労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行うこと	労組法 20 条、
		労調法 10~35 条、
		地公労法4・14・15条
5	特別調整委員設置等についての意見を述べること又は	労調法施行令1条の6
	その人数について同意を行うこと	
6	争議行為発生届を受理すること	労調法9条
7	公益事業に関する争議行為予告通知を受理すること	労調法 37 条
8	労働関係調整法 37 条違反に対して処罰請求を行うこと	労調法 42 条、
		労調法施行令 11 条
9	事務を行うために必要があると認めたとき、出頭、報	労組法 22 条
	告の提出、帳簿書類の提出を求め、又は事業場に臨検	
	し、業務状況等の検査を行うこと	
10	地方公営企業等の職員の非組合員の範囲を認定し、告	地公労法5条2項
	示を行うこと	
11)	事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれ	職業安定法 20 条、
	の多い争議が発生していること、及び無制限に求職者	労働者派遣法 24条
	を紹介し又は労働者派遣がされることによって当該争	
	議の解決が妨げられることを公共職業安定所に通報す	
	ること	
12	個別的労使紛争のあっせんを行うこと。	地方自治法 180 条の 2
		個別労紛法 20 条

以上の権限のうち、①②⑧⑩の事項は公益委員のみの権限に属している(労組法 24条、 地公労法 16条の 2)。

命 令 書 の 概 要

静労委令和元年(不)第2号事件 命令書の概要

1 当事者の概要

(1) 申立人 X ユニオン (執行委員長 A 1)

申立人Xユニオン(以下「組合」という。)組合は、平成6年6月16日に結成され、 主に静岡県西部地域で労働相談活動などを行い、労働者等が企業の枠を超え加入する 合同労働組合である。

申立時現在、組合員数は 98 人で、会社における組合員数は、2018 年 11 月 27 日付け「ユニオン加入通知及び団体交渉開催申入れ書」(以下「団交申入書」という。)の送付当時、ロードサービス部に所属する 3 人ないし4 人であったが、現在の実質的な組合員数は、本件申立に係る組合員 2 人のみである。

(2) 被申立人株式会社Y(代表取締役B1)

被申立人株式会社Y(以下「会社」という。)は、登記上はC市S町にS店を置き、 C市T町の店舗を本社と称し、車の販売、整備、ロードサービス業務等を行う、従業 員数約30人の株式会社である。

なお、本社のほかに、C市F町と同市HにそれぞれF店とH店を有しており、本社とF店の距離は約3km程度である。

2 事案の概要

本件は、会社が組合に対して行った次の(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)の行為が、労働組合法第7条第1号の不利益取扱い又は同法7条第3号の支配介入に当たるとして、(4)の行為が、労働組合法第7条第3号の支配介入に当たるとして、組合から当委員会に対し、それぞれ2019年11月8日付け、2020年1月7日付け、2020年2月18日付け及び2020年5月31日付けで各救済申立てがあった事件である。

- (1) 会社が、平成31年3月26日付けで、申立人組合員A2(以下「A2組合員」という。)をC市F町に設置されている店舗(以下「F店」という。)から、C市T町に設置されている店舗(以下「本社」という。)へ人事異動させたこと。
- (2) 会社が、A 2組合員に対し、平成 30 年冬季及び令和元年夏季一時金を減額支給したこと。
- (3) 会社が、申立人組合員A3 (以下「A3組合員」という。)に対し、令和元年夏季一時金を減額支給したこと。

(以上、2019年11月8日付け及び2020年5月31日付け申立て)

- (4) 会社が、令和元年 12 月 25 日にA 3 組合員に対して、脱退勧奨を行ったこと。 (以上、2020 年 1 月 7 日付け申立て)
- (5) 会社が、A2組合員に対し、令和元年冬季一時金を減額支給したこと。
- (6) 会社が、A3組合員に対し、令和元年冬季一時金を減額支給したこと。 (以上、2020年2月18日付け及び2020年5月31日付け申立て)

3 主文の要旨

(1) 被申立人は、A 2組合員に対して行った平成 31 年 3 月 26 日付けの人事異動を撤回 し、A組合員を原職復帰させなければならない。

- (2) 会社は、A 2組合員に対し、平成 30 年冬季及び令和元年夏季一時金として、基本給の半額分と既に支給した一時金との差額を支払わなければならない。
- (3) 会社は、A3組合員に対し、令和元年夏季一時金として、基本給の半額分と既に支給 した一時金との差額を支払わなければならない。
- (4) 会社は、会社で勤務する申立人の組合員に組合脱退を勧奨するなどして、申立人の自主的運営に支配介入してはならない。
- (5) 謝罪文の手交
- (6) その余の請求の棄却

4 争点

- (1) 会社が、A2組合員を異動させたことは、労働組合法第7条第1号の不利益取扱い 又は同法第7条第3号の支配介入に該当するか。
- (2) 会社が、A 2組合員に支給した平成30年冬季一時金、A 2組合員及びA 3組合員に支給した令和元年夏季及び冬季一時金は、労働組合法第7条第1号の不利益取扱い又は同法第7条第3号の支配介入に該当するか。
- (3) 会社が、入院中のA3組合員に対して行った令和元年12月25日の言動は、組合脱退の勧奨といった労働組合法第7条第3号の支配介入に該当するか。

5 判断の要旨

- (1) 平成31年3月26日付けA2組合員の人事異動について
 - ア 本件人事異動が不利益取扱いに当たるか

異動により、A2組合員の職務内容や賃金に変動はなく、A2組合員自身に具体的な不利益が発生したとまでは認められない。

一方、組合に対する不利益の発生について検討するに、本件人事異動は、社内で組合が組織化されてから約4か月しか経っていない時期に行われたものであり、未だ脆弱といわざるを得ないような組合組織に対する有形無形の影響が生じ得る可能性があったことは否定しがたく、現に、本件人事異動直後の平成31年4月頃に組合員1人が組合から脱退する意思を示すなど、組合の会社内の組織化において一定の影響が生じている事実が認められる。

このように、本件人事異動は、組合の組織運営や組合活動一般に対し看過できない不利益を生じさせるものであったといえる。

イ 本件人事異動が不当労働行為意思をもって行ったといえるか

本件人事異動は、平成31年2月27日に行われた第2回団体交渉との時間的近接性が認められることなどから、本件人事異動が、団体交渉と全く無関係に実施されたとは考えがたい。

さらに、当時の会社社長であるB2前社長は、組合から2018年11月27日付け「団交申入書」を受領直後の同年12月1日、組合について「人を食い物にする組織」と発言したり、第2回団体交渉の際にA2組合員について「こういう問題が起きた。その首謀A2君」と発言したりするなど組合に関する嫌悪意思が窺われ、特にA2組合員を敵視し、A2組合員を会社内で孤立させようとする意思が推認できる。

この点、会社は、本件人事異動はF店の労働時間管理や業務改善を目的とした本

社からF店へのB3部長の異動に伴うものであると主張するが、F店での管理業務は同人でなければ行えないとまでは解しがたく、また、本件人事異動について組合に対して説得を試みることが自然であると思われるところ、これを行った形跡がない。これらの事情は、会社が主張する本件人事異動の理由の存在について一定の疑いを生じさせるものでもある。

本件人事異動には、一定の不利益が生じており、かつ、異動の決定的な理由は組合嫌悪意思やA2組合員を孤立させるなどの不当労働行為意思によるものというべきであり、これを覆す証拠はないため、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当する。

ウ 労働組合法第7条第3号該当性について

本件人事異動は、脆弱な組合の社内組織をさらに弱体化させたり無力化させたり しようとする不当労働行為意思に基づき行われた不利益取扱いと認められ、かかる 行為は同時に会社が本件人事異動を通じて組合の運営に影響を与えようとしたもの と認められる。

したがって、本件人事異動は労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。

- (2) A 2組合員に対する平成 30 年冬季一時金、A 2組合員及びA 3組合員に対する令和元年夏季及び冬季一時金の支給について
 - ア A2組合員に対する平成30年冬季一時金の支給について
 - (ア) 当季の一時金の支給が不利益取扱いに当たるか 当季におけるA2組合員の一時金の支給率は0.347である。

当季のロードサービス部の業績が特に悪い等のロードサービス部の従業員のみ一時金の支給を控えるべき事情が認められないことなどから、ロードサービス部の従業員も、賃金規程に定められた勤続6か月以上の支給基準を満たす限り、当季において相当額の一時金が支給される蓋然性があったと認められる。このような支給の蓋然性のある金額(以下「想定支給額」という。)と比して実際の支給額が著しく不合理で社会通念上許容し難い程度に不相当である場合には、一時金の支給について不利益な取扱いがなされたというべきである。

ところで、上記の想定支給額の認定については、会社には一時金の支給額決定 に関する具体的な算定式等が存在しないから、会社内の他の従業員の支給実績や その勤続年数等を参考に判断するほか無い。

ロードサービス部に所属する従業員を除く会社の全従業員(ただし、受給資格を有する者に限る。)の平成30年夏季から令和元年冬季までの計4回の支給実績において、各季の平均支給率は1.012~1.133、最低支給率0.5、最高支給率1.255、A2組合員(1年)と同程度の勤続年数(勤続1年以上2年未満)の従業員の支給率0.82~1.2とそれぞれ認められる。また、最低支給率0.5は、平成30年夏季から令和元年冬季までの計4回の一時金の支給実績において、ロードサービス部を除く一時金の受給資格を持つ全従業員の延べ支給実績49人(事件当事者であるA2組合員とA3組合員を除いたロードサービス部従業員を含めても全55人)のうちわずか2人のみに適用されており、かなり例外的な支給率であることなどを考慮すると、会社に一時金算定について広範な裁量があることを考慮して

も、A 2 組合員が組合活動を行っていなければ支給されていたと考えられる一時金の想定支給額の支給率は、どんなに控えめに見ても当季において 0.5 程度はあったものと考えられる。

そうすると、A 2組合員の当季の一時金について支給率を 0.347 とすることは、 かなり控えめに見た想定支給額の支給率 0.5 に比して著しく不合理で社会通念 上許容し難い程度に不相当であり、不利益取扱いがあったものと認められる。

(4) 当季の一時金の支給が不当労働行為意思をもって行ったといえるか

前記の不利益取扱いが、不当労働行為意思に基づいて行われたものであるか否かという点について、組合が会社に対し、2018年11月27日付け「団交申入書」を交付して以降、B2前社長には、組合に対する「人を食い物にする組織」という発言等から組合嫌悪意思が存在していたことが認められ、当季の一時金の支給は不当労働行為意思に基づくものと推認することができる。

以上から、A2組合員に対する平成30年冬季一時金の支給は、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに当たると認められる。

(ウ) 労働組合法第7条第3号該当性について

本件における前記のA2組合員に対する不合理といわざるを得ない一時金の設定は、組合員と非組合員の差別的な取扱いであり、かかる差別的取扱いによって組合の運営に影響を与えようとしたものと認められるから、労働組合法第7条第3号の支配介入にも該当する。

- イ A2組合員及びA3組合員に対する令和元年夏季一時金の支給について
 - (ア) 令和元年夏季一時金の支給が不利益取扱いに当たるか

当季におけるA2組合員に対する一時期の支給率は0.226、A3組合員に対する一時金の支給率は0.365である。

A 2組合員に対する支給について、会社は、令和元年 2 月及び 3 月に顧客から A 2組合員に対するクレーム事案が発生したこと、同組合員の清掃作業等に関する非協力的な態度等によって、当該支給率となった旨を主張するが、会社から A 2組合員に対し、評価理由の説明や上述の問題点について具体的な指導等が行わなければ、これらの事情を一時金の評価要素とする実質的な意味を認めがたいところ、それらが行われた形跡は認められない。

A3組合員に対する支給について、会社は、同組合員がレッカー車に乗らない等の勤務態度であったため、当該支給率となった旨を主張するが、同組合員は、平成30年冬季において支給率0.878の査定評価を受けており、これと比較して著しく低い0.365という支給率を令和元年夏季に適用する理由を合理的に説明できる事情は認められない。

なお、会社は、令和元年夏季の勤務評価において、6人の評価者から成る360度評価アンケートを実施しているが、当該アンケートはこの1回のみの実施であり、かつ、評価者には組合員が所属しているロードサービス部以外の者も複数存在するなど、必ずしも公正で客観性のある評価とも認めがたい。

前記アのとおり設定した最低支給率 0.5 と比較してA2組合員及びA3組合員に対する支給率が低くなったことを合理化できる理由は認めることができな

いから、両組合員に対する当季の一時金の査定は、著しく不合理で社会通念上許容し難い程度に不相当であり、不利益取扱いに該当する。

(4) 当季の一時金の支給が不当労働行為意思をもって行ったといえるか

B2前社長の組合嫌悪意思は、平成30年12月の団体交渉当初から後記(3)のとおり令和元年末のA3組合員に対する脱退勧奨時まで一貫して存在していたと考えられ、このような意思が当季の一時金の支給時期に一時的に消滅したといえるような事情も認められないから、当季の一時金の著しい減額は不当労働行為意思に基づいて行われたと推認できる。

以上から、A2組合員及びA3組合員に対する令和元年夏季一時金の支給は、 労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに当たると認められる。

(ウ) 労働組合法第7条第3号該当性について

A 2 組合員及びA 3 組合員に対する一時金支給は組合員と非組合員の差別的な取扱いであり、かかる差別的取扱いによって会社が組合の運営に影響を与えようとしたものと認められるから、労働組合法第7条第3号の支配介入も認められる。

- ウ A 2 組合員及びA 3 組合員に対する令和元年冬季一時金の支給について
 - (ア) 当季の一時金の支給が不利益取扱いに当たるか

当季におけるA2組合員に対する一時期の支給率は0.606、A3組合員に対する一時金の支給率は0.648である。

前記アのとおり設定した最低支給率 0.5 と比較して両組合員への支給率はこれを上回るものであり、著しく不合理で社会通念上許容し難い程度に不相当であるとまで認められない。

したがって、当季の一時金支給にあたり不利益取扱いを行ったとまでは認定できないから、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いは認められない。

(イ) 労働組合法第7条第3号該当性について

当季におけるA2組合員に対する一時金の支給は不利益取扱いとは認められず、その他、かかる一時金の支給が労働組合法第7条第3号に定める支配介入に該当することを裏付ける事実は認められない。

(3) B 2 前社長がA 3 組合員に対して令和元年 12 月 25 日に行った言動について

令和元年 12 月 25 日に B 2 前社長が A 3 組合員の病室を訪問して、同組合員に対して「他の 2 人もユニオンを辞めた。お前にはいろいろしてきてやったが、分からないんだな。」「よく考えた方がいいぞ。」と述べた件については、B 2 前社長もその発言の存在については認めるところ、かかる B 2 前社長の発言については、通常の日本語の理解力を有するものであれば、かかる発言のみをもってしても、A 3 組合員に対して組合からの脱退を促していることは明らかである。

さらにいえば、B 2 前社長は、組合が団体交渉を申し入れた平成30年11月以降、A3組合員と組合加入に関する会話を行う中で、組合を「人を食い物にする組織」などと指摘しているから、これらの発言は、B 2 前社長の強固な組合嫌悪意思と、A3組合員をしてかかる組織から脱退させる意図を、組合との交渉の初期段階から有していたことを推認させるものである。

したがって、令和元年12月25日にB2前社長からA3組合員に対して行われた組合からの脱退を促す発言は、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。

当該発言はA2組合員とA3組合員の個人的関係に対する忠告であるなどとする会社の主張は、採用し得ない。

5 救済の内容

A 2組合員に対する異動及び平成 30 年冬季一時金の支給、A 2組合員及びA 3組合員に対する令和元年夏季一時金の支給、令和元年 12 月 25 日のB 2 前社長のA 3組合員に対する言動等については、前記 3 (1) から (4) のとおり命ずる。なお、現在に至ってもB 2 前社長の会社における影響力は大であることが窺われることから、同人ないし会社に対し、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること等を目的とする労働組合法の趣旨を理解させるためには、前記の不当労働行為を認めたその余の行為も含め、謝罪文の手交を認めることが相当であり、これをもって足りるというべきである。

6 命令交付の経過

令和元年11月8日 令和2年1月7日、同年2月18日及び同年5月31日 令和2年1月7日から同年9月11日 令和2年10月30日 令和3年2月25日

救済申立て 追加救済申立て3回 調査7回及び審問2回 結審 公益委員会議にて命令決定

静労委令和2年(不)第1号事件 命令書の概要

1 当事者の概要

(1) 申立人Xユニオン(執行委員長A)

申立人Xユニオン(以下「組合」という。)は、平成30年10月30日に結成され、 労働者等が企業の枠を超えて加入する合同労働組合である。

組合は、申立時、組合員数は2名であり、会社における組合員数は組合の執行委員 長A(以下「A」という。)1名であった。

(2) 被申立人株式会社Y(代表取締役会長B1)

被申立人株式会社Y(以下「会社」という。)は、平成7年に設立され、C市Kに本社を置き、食品製造等を行う株式会社である。

2 事案の概要

本件は、会社が組合に対して行った次の(1)及び(2)の行為が、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに当たるとして、(3)の行為が労働組合法第7条第2号の不誠実団交に当たるとして、(4)の行為が労働組合法第7条第3号の支配介入に当たるとして、組合から当委員会に対し、令和2年6月1日付けで各救済申立てがあった事件である。

- (1) 会社が、Aに対し、平成30年12月以降、賞与を支給しなかったこと。
- (2) 会社が、Aに対し、平成30年10月30日以降、就労時間を短縮したこと、勤務日数 を削減したこと及び帰宅命令を行ったこと。
- (3) 会社が、第2回団体交渉以降、期日の間隔を合理的な理由なく空け、交渉時間を1時間と設定したこと
- (4) 会社が、組合に対し、令和2年2月27日の第5回団体交渉において、組合の掲示板の設置を許可しなかったこと。

3 主文の要旨

- (1) 平成30年12月時の賞与がAに対し支給されなかったこと及び平成30年10月30日から令和元年5月15日までの間の就業の対価として令和元年5月26日までにAに対し支払われた賃金の減額を不利益取扱いとする申立てを却下する。
- (2) その余の申立てを棄却する。

4 争点

- (1) 会社が行った、Aへの平成30年12月以降の賞与の不支給、同年10月30日以降の 勤務日数の削減、就労時間の短縮及び就労作業中における帰宅命令は、労働組合法第 7条第1号にいう不利益取扱いに当たるか。
- (2) 会社が行った、団交条件の設定は、労働組合法第7条第2号にいう不誠実団交に当たるか。
- (3) 会社が行った、令和2年2月27日の第5回団体交渉における組合掲示板の設置不許可は、労働組合法第7条第3号にいう支配介入に当たるか。

5 判断の要旨

(1) 不利益取扱いについて

ア 賞与の不支給について

- (ア) 本件申立てが平成30年12月賞与の不支給から労働組合法第27条第2項の除斥期間の1年を経過しているとの主張について
 - a 本件申立ては令和2年6月1日付けでなされ、平成30年12月分の賞与の支給は同年12月に行われている。したがって、本件申立ては、当該不支給の時より1年以上経過した後になされたことは明らかである。
 - b 会社におけるパート従業員に対する賞与の支給は、各期の受給者の範囲や支 給額が画一的ではないことなどからすれば、各期ごとに決定されていることが 推認される。そうすると、各期の賞与の支給はそれぞれ独立したものと解さざ るを得ず、全体として継続する行為と評価することも相当ではない。

したがって、平成30年12月時のAに対する賞与の不支給を不利益取扱いとする申立ては、却下せざるを得ない。

- (4) 賞与の不支給が不利益取扱いに当たるか
 - a 賞与の支給根拠
 - (a) 会社のパートタイマー就業規則には賞与の支給に関する規定はなく、雇用 契約書には、賞与について条件付きで支払う旨の記載がある。

したがって、Aについて、雇用契約上は賞与の支払が確実に約束されていた ものと見ることはできない。

(b) 会社からAに対し、過去一定の期間賞与を支給されてきた事実があり、また、A以外のパートタイマーについても、概ね年間の給与支払額が130万円以上の者に対しては賞与が支給されてきた。こうした状況に照らせば、会社において、賞与を支給する労働慣行があったことがうかがわれる。

しかし、Aを含むパート従業員につき賞与の具体的な支給額や算出基準が 定められていたと認めるに足りる証拠はないから、賞与の請求権は個々の従 業員への成績査定がなされたか、または金額の合意が従業員との間で成立し たときに発生するものと考えられる。ただし、過去の賞与の支給実績等に照 らし、当然に賞与の支給が見込まれるにもかかわらず、会社が客観的かつ合 理的な理由なく賞与を支給しない場合には、賞与不支給が違法となり得る。

- b Aへの賞与を不支給とした理由
 - 会社が賞与を不支給とした理由を覆すに足りる証拠はない。
- c 賞与の不支給に関する不当労働行為意思の存否について
 - (a) Aに対する賞与の不支給が始まったのは、組合が会社に対し平成30年10月30日付けで「Aは当組合の組合員である」と通知した後まもなくの同年12月分からであるから、これによれば、会社はAが組合員となったことの故に賞与の支給を停止したのではないかという疑いが生じる。

しかし、平成30年12月分賞与の考査対象となる時期は同年7月以降と解されるところ、Aの勤務態度や勤務成績等に関し会社からの評価を下げられてもやむを得ないと考えられる出来事の発生時期と賞与の不支給の期間とはほぼ時期的に符合している。したがって、Aへの賞与の不支給は、同人の服

装の乱れ、衛生管理、上司の指示遵守に問題があったからなどとする会社の 主張には合理性がある。

(b) この点に関し、組合は、AがZ社での就業中、現場責任者から組合は無意味であるとの批判や、Aを退職排除するよう上から指示があったとの示唆を受けた旨主張しているが、この主張を裏付けるに足りる証拠はない。

また、組合は、会社の社員が組合を批判し、社内での勧誘活動はまずいなどの言動をしたと主張しているが、これを裏付ける証拠もない。

その他、具体的に会社若しくはその代表者らが組合そのものを嫌悪していたことをうかがわせるに足りる証拠はない。

(c) したがって、賞与の不支給に関し、Aが労働組合員であることの故をもってなされたと推認することはできない。

d 結び

よって、令和元年7月分以降のAに対する賞与の不支給をもって、不利益取扱いによる不当労働行為に当たるとの組合の主張は採用することができない。

イ 勤務日数の削減及び就労時間の短縮について

- (ア) 本件申立てのうち令和元年5月26日以前の賃金支払に関する部分が行為から 除斥期間の1年を経過しているとの主張について
 - a 組合が本件で主張する不当労働行為を構成する事実に関し、不利益取扱いと 評価され得る会社の行為は、就労条件を変更する会社の命令・辞令と、それ以 降に支払われる賃金の減額の双方を意味するものと解するのが相当である。

ところで、会社の命令に基づいて支払われる一連の賃金の減額は、全体として継続する一個の行為と評価することができるものと解され、一方、その後会社の命令により就労条件が変更される場合には、その変更命令とそれ以降に支払われる賃金の減額は、以前の賃金支払とは別個の行為として捉えられるものと解される。

b Aの賃金は毎月15日締めで同月26日支払とされているところ、同人に支払われた賃金のうち、平成30年11月から令和元年5月15日までの就業の対価となる分は平成30年8月31日付けのZ社への出向命令及び平成31年2月11日付けの会社異動命令に基づくものである。一方、令和元年6月以降に支払われた賃金は、平成31年4月25日付け以降の辞令等に基づくものであり、この時点で就労条件が変更されている。

したがって、平成30年10月30日から令和元年5月15日までの間の就業の対価として同年5月26日までにAに対し支払われた賃金の減額が本件申立てより1年以上前の行為となることは明らかである。

- c よって、この期間における賃金減額に関する組合の主張は、労働組合法第27 条第2項及び労働委員会規則第33条に基づき却下すべきこととなる。
- (4) 勤務日数の削減及び就労時間の短縮が不利益取扱いに当たるか
 - a 賃金の支払根拠と就労条件の変遷について

Aの勤務日は、入社時から平成30年8月31日の出向命令までは5勤1休と されていたが、その翌月以降は週休2日程度の会社指定日をもって出勤日とさ れることとなった。一方、勤務時間については平成29年8月7日の労働審判において成立した調停の就労条件と比べると、勤務時間数が減少している期間がある。また、夜勤から昼勤へと変更されたことにより、支払われる時間外手当の額が減少している時期もある。したがって、限定的ではあるが、Aには就労条件の変更により賃金の減少が生じたことが認められる。

- b 令和元年5月の辞令以降の勤務日数の削減・就労時間の減少が不当労働行為 としての不利益取扱いに当たるか
 - (a) Aの令和元年6月以降に支払われた賃金に関係する就労条件の変更は、平成31年4月25日付け及び令和元年5月25日付けの辞令並びに労働訴訟の同年11月22日の第5回弁論準備手続期日において会社が示した同年12月1日以降の勤務条件に基づくものである。
 - (b) 賃金減少につながる労働条件の変更は、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の労働条件の相当性その他労働条件の変更にかかる事情に照らして変更する合理性がない限り権利の濫用となる。

しかし、Aの勤務日数の削減及び就労時間の短縮は、工場の新設に伴い会社に生産体制を変更する必要性が生じ、これにより夜間の業務量が減少したことや、他の従業員とのシフト調整をバランス良く行う必要があったという要素が大きく、業務上やむを得ない措置であったというべきである。

- (c) なお、会社に不当労働行為意思があったかどうかについては、上記(1) $\mathcal{P}(A)$ c (b) で述べた理由と同一の理由によりこれを否定すべきである。
- c 結び

よって、令和元年6月以降にAに対し支払われた賃金の減額に関係する勤務日数の削減及び就労時間の短縮が不当労働行為に該当するとの組合の主張は採用できない。

- ウ 就労中の帰宅命令について
 - (7) 組合は、①会社がAに対し、令和元年5月25日付け辞令の交付後、終業時刻である午前1時前に帰宅を命じることが頻繁にあり、②令和2年11月20日、会社の一般社員が、会社の指示でAの作業中に帰宅するよう命じた、と主張している。しかし、これらの主張のうち①については、帰宅命令があったとされる時期や命じた人物も特定されておらず、②についても命令した人物が不明確であるといわざるを得ない。
 - (イ) その他、組合の主張する、勤務時間内においてAに対し帰宅命令がなされたとする事実を認めるに足りる証拠はない。
 - (ウ) よって、就労中の帰宅命令が不当労働行為に当たるとする組合の主張は採用し 難い。
- (2) 不誠実団交(不誠実な団体交渉条件の設定) について
 - ア 第1回団体交渉期日と第2回団体交渉期日との間隔に関する不誠実団交の申立て が行為の日から除斥期間の1年を経過しているとの主張について

第1回から第5回までの団体交渉は、いずれも交渉事項としてAの就労条件や賃金等に関する問題が含まれ、ほぼその内容は重複しており、同一性を有していると

いうべきである。しかも、これら5回の団体交渉はほぼ1年の間に繰り返されており、各団体交渉は一体として連続性があり、継続する行為と見ることができる。

したがって、第1回団体交渉は本件申立ての1年以上前のことであるが、除斥期間は経過していないというべきであり、会社の上記主張は、失当を免れない。

- イ 交渉時間を1時間と制限したことが不誠実団交に当たるか
- (ア) 第2回団体交渉期日に関しては、組合から事前に交渉時間を2時間とする旨の要求は出ておらず、会社が事前に組合に対し交渉時間を1時間と明記した文書を送付したが、組合からは特に交渉時間が短すぎる旨の反論はなかった。結局、第2回団体交渉を1時間とすることは組合も了解しており、また団体交渉当日も、次回の団体交渉の交渉時間を2時間としたい旨の話は出なかった。
- (4) その後、組合から再度の団体交渉を求める文書が会社に送られたが、特に交渉時間の長さに関する記載はなかった。会社は、第3回団体交渉の候補日時を提案するとともに、議題と無関係な事項についての発言や不規則発言を相互に慎むことの確認を求めた。すると、組合は、交渉時間を少なくとも2時間とすることを求め、事前に要求事項をまとめた上で交渉に臨めば交渉時間は1時間で十分であるとの会社の見解に対し、十分に話し合いを尽くすためには1時間では足りないことが明白であるとして、重ねて2時間を要求した。

以後交渉時間に関して組合と会社とで折り合いが付かず、結局、令和元年8月28日午後1時50分から2時50分まで第3回団体交渉が開かれた。

(ウ) 組合は、会社に対し、令和元年12月2日付けで団体交渉を申し入れ、交渉時間として2時間程度を確保することを求めた。これに対し、会社は組合に、議題と直接関係のない事項についての発言を慎み、議題に関する具体的要望を事前に提案することにより、1時間で交渉を行うことができる旨を回答した。

こうして、令和2年1月14日に第4回団体交渉が開かれ、46分間で終了した。

(エ) 組合は、会社に対し、令和2年2月14日付け文書をもって団体交渉を申し入れ、 交渉時間を2時間程度とするよう求めた。これに対し、会社は次の団体交渉を同 月27日午後3時35分から4時35分とする旨を回答している。

令和2年2月27日には午後3時30分から第5回団体交渉が開かれ、午後4時05分に終了した。

(オ) 以上の経過に鑑みれば、もともと組合は団体交渉期日の交渉時間として2時間を予定していたわけではなく、会社から「議題と無関係な事項についての発言や 不規則発言を相互に慎むこと」を求められて以降2時間を要求するようになった ことが認められる。

しかし、組合が会社に対し、最低2時間の交渉時間を要する理由に関して具体的な説明をした様子はうかがわれず、本件申立後も、その点は明らかでない。

- (カ) 本件の団体交渉事項の内容、団体交渉時における交渉の経過、関係者の数等を 考慮すれば、交渉時間が2時間確保できなければ充実した協議ができなかったと までは認め難いといわざるを得ず、会社が2時間の団体交渉に応じなかったから といって直ちにそれを不誠実団交と評価することはできない。
- ウ 団体交渉期日の間隔を長く空けたことが不誠実団交に当たるか

- (7) 上記5回の団体交渉のうち、第2回と第3回団体交渉期日の間隔は約2か月、 第4回と第5回団体交渉期日の間隔は13日であり、団体交渉までの準備等を考慮 すれば、不当に長過ぎる間隔を置いたとは解し難い。
- (4) 第1回と第2回の団体交渉期日が約4か月空いた事情は、次のとおりである。 平成31年2月28日の第1回団体交渉実施後、同年4月2日に組合から会社に 要求事項に対する回答を求める書面が送付された。会社が同日労働訴訟で解決を 図る旨の回答をしたところ、組合は令和元年5月8日付けで団体交渉に応じるよ う求める文書を会社に送付した。同月16日会社は、同年6月26日に団体交渉を 受け入れる用意があることを伝えたが、組合は同年5月27日に至り、同年6月10 日から14日の間に実施してほしいとの申入れをした。しかし、この申入日は会社 側の都合がつかず、その後やり取りを重ねた末、同年6月26日に第2回団体交渉 が開かれることが決まった。
- (ウ) 第3回と第4回の団体交渉期日が約4か月半空いた事情は、次のとおりである。 Aと会社は、令和元年9月10日の労働訴訟の弁論準備手続期日において、団体 交渉の停止に合意した。しかし、同年11月22日の労働訴訟における弁論準備手 続期日において、Aから、同年12月1日以降の勤務条件については、団体交渉で 解決したい旨の申入れがあり、組合は会社に対し、令和元年12月2日付け文書を もって団体交渉の申入れを行い、期日を提示した。これに対し、会社がいずれの 期日も都合がつかないことを伝え、翌年1月14日か同月17日を再提示したとこ ろ、組合も同月14日とすることを了解し、第5回団体交渉期日が決定された。
- (エ) 本件においては、上記のような経緯で団体交渉の間隔が空いてしまったのであるから、特に会社側が非難を受けるべきものとは解し難い。
- (オ) したがって、団体交渉期日の間隔が長くなったことをもって不誠実団交に当たるとはいえない。

エ結び

よって、会社の団体交渉条件の設定が不誠実団交に当たり不当労働行為となるとする組合の主張は採用することができない。

- (3) 支配介入(組合掲示板の設置不許可) について
 - ア 本件においては、会社が組合に対し掲示板の設置若しくは会社の掲示板を利用した掲示物の掲示を許諾していると是認できる労働協約や合意の存在を認めるに足りる証拠はない。
 - イ そこで、会社において組合からの掲示板の設置や掲示物の掲示の要求を拒否する 行為が、使用者の有する企業施設の管理を行う権利の濫用に当たると認められるよう な特段の事情があるといえるかどうかについて検討する。
 - (ア) 組合は、組合活動としてチラシ等を会社工場内に掲示する必要性があると主張するところ、組合作成の文書を会社内で掲示することの必要性は一般論としては認められるものといえる。ただし、組合としてどのような掲示物を掲示する具体的必要性があるのかについては、組合の主張や提出証拠に照らしても明らかではない。また、組合に加入している会社の従業員は、令和3年6月29日の時点でもAを含めて2名だけであるから、組合員に対する伝達の手段としての意味はそれほど大きい

とは考えにくい。

- (4) 会社は、組合の主張するような活動はビラ配りによっても可能で、あえて掲示を認める必要はないと主張している。組合の情報を文書により会社内で公開する方法として、掲示による場合と全く同一の機能や効果があるといえるかは、必ずしも即断できないものの、ビラ配りによってもある程度組合の情宣活動を実現することは可能であると見られ、社内においてビラ配りが許容されることにより掲示を認める必要性は相当程度低下するというべきである。
- (ウ) これらの事情を考慮すると、組合の文書の掲示を認めなければ権利の濫用に当たるとまでは解し難いところであり、他に特段の事情を認めるに足りる証拠はない。
- (エ) なお、S工場の食堂兼休憩室には、掲示板としてホワイトボードが設置されており、組合が求めているのはA4サイズのスペースに過ぎず、文書の並べ方次第でA4版程度の掲示物であれば十分に掲示は可能と認められる。
- (オ) また、会社は、掲示板設置を認めた場合、クリップの使用等による食品への異物 混入の危険が生じ、組合側で異物混入を防止する体制を確保できるとは考えられな いと主張しているものの、異物混入の危険は組合員についてだけ考えられるという ものでもないから、会社のこの主張は説得力に欠けるといわざるを得ない。
- (カ) したがって、食堂兼休憩室において組合の掲示を認めるかどうかについては、今後組合と会社の双方が、掲示文書の性質、組合活動の情報提供の必要性、代替手段の存否等を考慮し、検討すべきである。
- ウ よって、会社が組合文書の掲示板への設置を容認していないことは違法とはいえ ず、支配介入に当たるとの主張は採用できない。

6 命令交付の経過

令和2年6月1日 令和2年7月31日から令和3年6月29日 令和3年8月31日 令和3年11月24日 救済申立て 調査7回及び審問1回 結審 公益委員会議にて命令決定